

建設環境委員会資料

1 条例案

- (1) 島根県手数料条例の一部を改正する条例 ……………P1
- (2) 島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 ……………P5
- (3) 島根県港湾施設条例の一部を改正する条例 ……………P19
- (4) 島根県営住宅条例の一部を改正する条例 ……………P25

2 一般事件案

- (1) 一級河川の指定について ……………P35
- (2) 宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について ……………P37
- (3) 財産の貸付について ……………P39
- (4) 財産の処分について ……………P41
- (5) 契約の締結について
《国道 186 号（小国 1 工区）総合交付金（改築）（仮称）新笹ヶ峠トンネル工事》
……………P43
- (6) 変更契約の締結について
《主要地方道安来木次線（切川 2 工区）総合交付金（改築）工事に伴う山陰本線安来・荒島間飯島架道橋新設工事》 ……………P45
《波積ダム建設事業 波積ダム本体建設工事》 ……………P47

3 予算案

- (1) 令和 4 年度土木部当初予算案 ……………P49
- (2) 令和 3 年度土木部補正予算案（初日提案分） ……………P59
- (3) 令和 3 年度土木部補正予算案（中日提案分） ……………P64

4 報告事項

- (1) 令和 4 年度土木部の主な組織改正について ……………P69
- (2) 島根県住生活基本計画（案）等について ……………P71（別冊 1・別冊 2）

令和4年3月8日・9日

土木部

島根県手数料条例の一部を改正する条例 (宅地建物取引業法における試験事務手数料関係)

1 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「標準政令」という。）の一部改正に伴い、県が徴収する手数料について、所要の改正を行う必要があるもの。

2 改正内容

宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験に係る手数料の額（※標準政令の改定額を適用する。）

改正前	改正後
7,000 円	8,200 円

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

【参考】

試験の実施

宅地建物取引業法第16条の2の規定に基づき、公益社団法人島根県宅地建物取引業協会に試験の実施に関する事務を委託

島根県手数料条例新旧対照表

改正後	改正前																																							
<p style="text-align: center;">島根県手数料条例</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 平成12年3月17日 島根県条例第5号 </div> <p>第1条～第7条 〔略〕</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">附 則 〔略〕</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">手数料の種別</th> <th style="width: 60%;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="width: 30%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～60</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>61</td> <td>(1) 〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>(2) 〔略〕</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額	1～60	〔略〕	〔略〕	〔略〕			61	(1) 〔略〕	〔略〕	〔略〕	(2) 〔略〕	8,200円	〕			<p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（手数料の納付及び額）</p> <p>第2条 別表の中欄に掲げる者は、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、同表の右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同欄に定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">（指定試験機関等の収入とする手数料）</p> <p>第3条 前条の手数料のうち次の各号に掲げる手数料に係る事務をそれぞれ当該各号に掲げる指定試験機関等が行う場合にあつては、当該各号に掲げる手数料をそれぞれ当該各号に掲げる指定試験機関等に納付しなければならない。</p> <p>(1)～(12) 〔略〕</p> <p>(13) 別表61の項第2号の宅地建物取引士資格試験に係る手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2に規定する指定試験機関</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第4条～第7条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">手数料の種別</th> <th style="width: 60%;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="width: 30%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～60</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>61 宅</td> <td>(1) 〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>地建</td> <td>(2) 法第16条第1項の規定に基づく</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>物取</td> <td>く宅地建物取引士資格試験を受</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引業</td> <td>けようとする者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額	1～60	〔略〕	〔略〕	〔略〕			61 宅	(1) 〔略〕	〔略〕	地建	(2) 法第16条第1項の規定に基づく	7,000円	物取	く宅地建物取引士資格試験を受		引業	けようとする者	
手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額																																						
1～60	〔略〕	〔略〕																																						
〔略〕																																								
61	(1) 〔略〕	〔略〕																																						
〔略〕	(2) 〔略〕	8,200円																																						
〕																																								
手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額																																						
1～60	〔略〕	〔略〕																																						
〔略〕																																								
61 宅	(1) 〔略〕	〔略〕																																						
地建	(2) 法第16条第1項の規定に基づく	7,000円																																						
物取	く宅地建物取引士資格試験を受																																							
引業	けようとする者																																							

	(3)～(7) [略]	[略]	法関 (3)～(7) [略]	[略]
62～67	[略]	[略]	係手	
[略]			数料	
]			62～67	[略]
			[略]	[略]
]	

(余白)

島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 条例の内容

本県では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）第10条第2項に基づき、「島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」を、主務省令で定める基準を参酌して制定している。

道路管理者は、同法第10条第1項により、特定道路^{※1}又は旅客特定車両停留施設^{※2}の新設又は改築を行うとき、本条例で定める基準に適合させなければならない。

※1 特定道路：市町村によって定められる「移動等円滑化基本構想」に即して国土交通大臣が指定した道路

※2 旅客特定車両停留施設：令和2年の道路法改正において、道路附属物に位置づけられた「特定車両停留施設」（バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設）のうち、旅客の用に供する場所

2. 改正の理由

参酌した省令「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」が改正（令和3年4月1日施行）されたことに伴い、本条例を改正する。

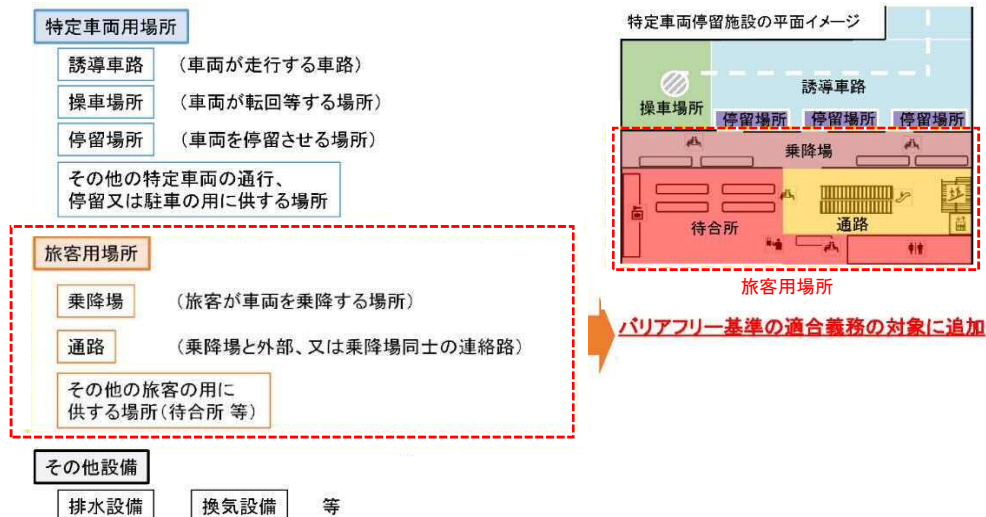
3. 改正の内容

- (1) 移動等円滑化のために必要な道路の適合対象として、旅客特定車両停留施設を新たに規定し、この構造に関する基準を定めること。
- (2) 移動等円滑化のために必要な道路の適合対象として、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を追加すること。
- (3) その他規定の整備

4. 施行期日

公布の日から施行する。

➤ 旅客特定車両停留施設



➤ 旅客特定車両停留施設の構造基準

通路	乗降場
<p><エレベーター></p> <p>0.8m以上</p>	<p><傾斜路></p> <p>1.2m以上</p>
<p><視覚障害者誘導用ブロック等></p> <p>視覚障害者誘導用ブロック 柵</p>	
<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かごの大きさ 1.4m以上 × 1.35m以上 (エレベーターの台数、かごの大きさは、利用状況を考慮して定める) ・出入口の有効幅 0.8m以上 	<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員 1.2m以上 ・階段に併設する場合は 0.9m以上 ・縦断勾配 8%以下 ・二段式の手すりを両側に設置
	<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備(柵、視覚障害者誘導用ブロック等)を設置する ・縦断勾配 5%以下 ・横断勾配 1%以下

島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: center;">〔平成24年12月21日 島根県条例第84号〕</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第3条—第10条）</p> <p>第3章 立体横断施設の構造（第11条—第16条）</p> <p>第4章 乗合自動車停留所の構造（第17条・第18条）</p> <p>第5章 路面電車停留場等の構造（第19条—第21条）</p> <p>第6章 自動車駐車場の構造（第22条—第32条）</p> <p>第7章 旅客特定車両停留施設の構造（第33条—第44条）</p> <p>第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第45条—第49条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（第4号及び第13号に限る。）及び道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場若しくは旅客特定車両停留施設の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 歩道等_____（第3条—第10条）</p> <p>第3章 立体横断施設_____（第11条—第16条）</p> <p>第4章 乗合自動車停留所_____（第17条・第18条）</p> <p>第5章 路面電車停留場等_____（第19条—第21条）</p> <p>第6章 自動車駐車場_____（第22条—第32条）</p> <p>〔新設〕</p> <p>第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第33条—第37条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（第4号及び第13号に限る。）及び道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道_____、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場_____の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために</p>

必要な幅員又は除雪のために必要な幅員又は島根県
県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年
島根県条例第50号。第4条において「県道構造条
例」という。）第47条第1項の歩行者の滞留の用に
供する部分の幅員を除いた幅員をいう。

(2)・(3) 〔略〕

第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構 造

(歩道)

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車
歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、
歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、県道構造条例第13条第3項
に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、県道構造条例第12条
第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、県道構造条例
第45条第1項に規定する幅員の値以上とするものとし
る。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、県道構造条例第46条
第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」とい
う。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用
道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の
有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等
の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるも
のとする。

(舗装)

第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、
雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とす
るものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他
の特別の状況によりやむを得ない場合においては、こ
の限りでない。

2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平た
んで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする
ものとする。

必要な幅員又は除雪のために必要な幅員_____

_____を除いた幅員をいう。

(2)・(3) 〔略〕

第2章 歩道等_____

(歩道)

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路_____

_____を除く。）には、歩
道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、道路構造令第11条第3項
に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造令第10条の
2第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

〔新設〕

〔新設〕

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」
_____）という。）の
有効幅員は、当該歩道等_____
の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるも
のとする。

(舗装)

第5条 歩道等_____の舗装は、
雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とす
るものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他
の特別の状況によりやむを得ない場合においては、こ
の限りでない。

2 歩道等_____の舗装は、平た
んで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする
ものとする。

(勾配)

第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

第7条～第10条 [略]

第3章 立体横断施設の構造

第11条 [略]

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) [略]

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3)・(4) [略]

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

(6)・(7) [略]

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。

(10)～(12) [略]

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口

(勾配)

第6条 歩道等_____の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）_____の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

第7条～第10条 [略]

第3章 立体横断施設_____

第11条 [略]

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) [略]

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3)・(4) [略]

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が_____視覚的に確認できる構造とすること。

(6)・(7) [略]

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(10)～(12) [略]

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口

には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) [略]

第14条～第16条 [略]

第4章 乗合自動車停留所の構造

第17条・第18条 [略]

第5章 路面電車停留場等の構造

第19条～第21条 [略]

第6章 自動車駐車場の構造

第22条～第32条 [略]

第7章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

第33条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子

には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下_____同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) [略]

第14条～第16条 [略]

第4章 乗合自動車停留所_____

第17条・第18条 [略]

第5章 路面電車停留場等_____

第19条～第21条 [略]

第6章 自動車駐車場_____

第22条～第32条 [略]

[新設]

子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。

ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 第1項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第35条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別でき

るものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第34条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留

施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合には、12パーセント以下とすることができる。
- (3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
- (2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。
- (3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑

化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第38条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第40条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両
停留施設に便所を設ける場合について準用する。この
場合において、第31条第1項第1号中「第25条に規定
する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」
と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替
えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以
上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間
の通路は、第33条第1項各号に掲げる基準に適合す
るものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に
定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造
とするものとする。

(7) 有効幅は、80センチメートル以上とするこ
と。

(4) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過でき
る構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を
設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合にお
いては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、
車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであ
ること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンタ
ーの前に出て対応できる構造である場合は、この限
りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合につ
いて準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かない
ものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通
を図るための設備を設けるものとする。この場合にお
いては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販
売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、その
うち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適し

た構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

(災害等の場合の適用除外)

第44条 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この章及び次章の規定によらないことができる。

第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第45条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 [略]

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格 Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

[新設]

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第33条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 [略]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(視覚障害者誘導用ブロック)

第46条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施

設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第42条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

4 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

5 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第47条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近

第34条 歩道等_____、立体横断施

設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場_____の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

[新設]

[新設]

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第35条 歩道等_____には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

[新設]

[新設]

に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

(照明施設)

第48条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第49条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則 [略]

(照明施設)

第36条 歩道等 _____ 及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等 _____ 及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場 _____ には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面 _____ の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第37条 歩道等 _____ 及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則 [略]

第43号議案

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

1. 提案理由

浜田港福井地区貨物上屋を増設することに伴い、新たな料金設定を行う必要があるため、所要の改正を行う。

2. 新設施設の概要

- (1) 設置場所 浜田市熱田町 浜田港福井埠頭地内
- (2) 区分 貨物上屋（荷揚げ又は船に積み込む貨物の荷さばきや一時保管を行うための施設）
- (3) 構造及び面積 構造：鉄骨造（平屋）、面積：1,997㎡
- (4) 事業費等 843百万円（予算額ベース）、事業期間R2～R4
※港湾機能高度化施設整備事業費補助金(国補助率1/3)
- (5) 完成予定 令和4年8月末

3. 使用料金

(1) 浜田港福井地区新貨物上屋の使用料の設定

貨物上屋利用形態 (日数段階加算)	新設				円/日・㎡
	浜田港 福井地区 新上屋		浜田港 福井地区 既設上屋		
	ア 税抜額	イ 消費税・地方消費税を含む額	ア 税抜額	イ 消費税・地方消費税を含む額	
15日以下	55	60.50	25	27.50	円/日・㎡
16日以上30日以下	60	66.00	30	33.00	
31日以上1年未満	110	121.00	50	55.00	
1年	20,500	22,550	9,200	10,120	円/年・㎡

(注)・臨港地域整備特別会計で整備しているため、原価計算方式に基づき使用料を設定している。
・貨物上屋については、貨物の回転を促すため従来より段階的に利用料金を加算する体系としている。

(2) 上屋の使用料の額に係る等級の見直し

供用開始時期	改正前	改正後
令和4年度以降	—	特等
昭和56年度から令和3年度まで	特等	1等
昭和50年度から昭和55年度まで	1等	2等
昭和49年度以前	2等	3等

4. 施行日 令和4年9月1日

※参考 【使用料金算定の考え方（税抜きで計算）】

$$(\text{①減価償却費} + \text{②年間維持管理費} + \text{③土地使用料} + \text{④利子}) \div \text{⑤面積} \approx 20,500 \text{円/年} \cdot \text{㎡}$$

$$20,500 \text{円/年} \cdot \text{㎡} \div 365 \text{日} \approx 55 \text{円/日} \cdot \text{㎡}$$

- ①減価償却費：建設費(国費除)(577,700千円×0.9)÷耐用年数35年≒14,855千円/年
- ②年間維持管理費：計2,333千円/年
- ③土地使用料：@62円(港湾施設使用料条例)×1,997㎡×12月≒1,486千円/年
- ④利子：72,285,555円÷耐用年数35年≒2,065千円/年
- ⑤面積：徴収対象面積～1,010㎡(通路部分を除く)

(参考)

■位置図(浜田港)



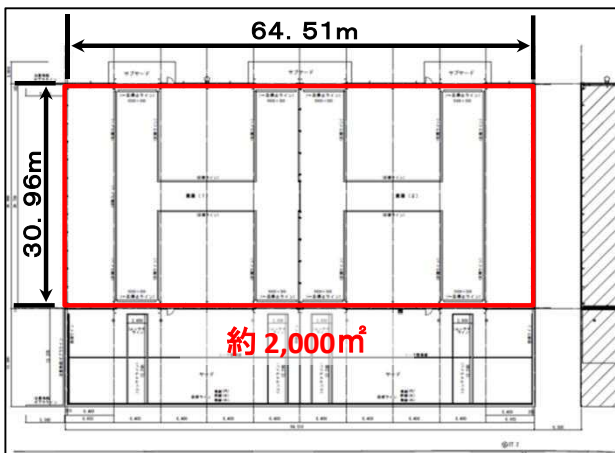
■新上屋完成予想図



既設上屋 約2,000㎡ (H25.4供用)

新上屋 約2,000㎡ (R3.8完成予定)

■平面図



■既設上屋の利用状況



■建設工程

工事区分	令和4年度										
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
建築	基礎工事					鉄骨・外部・内部工事					
機械設備						配管埋設			配管・器具取付		
電気設備						配管埋設・配線			器具取付		

島根県港湾施設条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県港湾施設条例</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> { <div style="display: inline-block; text-align: left; vertical-align: middle;"> <p>昭和39年3月24日</p> <p>島根県条例第24号</p> </div> } </div> <p>第1条～第13条　〔略〕</p>	<p>第1条・第2条　〔略〕</p> <p style="margin-left: 20px;">(利用の許可)</p> <p>第3条　別表第2に掲げる港湾施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2　知事は、前項の許可の申請に係る港湾施設の利用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 港湾施設を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。 (3) 港湾施設の能力に照らし適切でないものであると認められるとき。 (4) 港湾施設の目的及び用途を妨げるおそれがあると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用又は保全に支障があると認められるとき。 <p>3　知事は、第1項の許可に当たっては、利用の目的、期間その他港湾施設の管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p style="margin-left: 20px;">(使用料の納付)</p> <p>第4条　前条第1項の規定により許可を受けようとする者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2　前項の使用料の額は、別表第2のア欄に定める額により算定した額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号に該当する利用以外の利用に</p>

附 則 〔略〕

別表第1 〔略〕

別表第2（第3条・第4条関係）

港湾施設の種 類	利用形態	使用料の額					
		ア		イ			
岸壁、栈橋又は物揚場・軌道走行式荷役機械 〔略〕							
上屋 旅客上 屋	利用期間15日以 下	1平方メー	<u>1等</u>	22円	<u>1等</u>	24円20銭	
		トル1日に つき	<u>3等</u>	5円	<u>3等</u>	5円50銭	
	利用期間16日以 上30日以下	15日までの	<u>1等</u>	22円	<u>1等</u>	24円20銭	
		期間 1平 方メートル 1日につき	<u>3等</u>	5円	<u>3等</u>	5円50銭	
利用期間31日以 上1年未満	16日以上の 期間 1平 方メートル 1日につき	<u>1等</u>	44円	<u>1等</u>	48円40銭		
		<u>3等</u>	10円	<u>3等</u>	11円		
利用期間31日以 上1年未満	15日までの 期間 1平	<u>1等</u>	22円	<u>1等</u>	24円20銭		
		<u>3等</u>	5円	<u>3等</u>	5円50銭		

係る使用料の額は、別表第2のイ欄に定める額により算定した額とする。

3 前項ただし書の規定は、外航船舶（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。以下この項において同じ。）をけい留する目的とする岸壁、さん橋又は物揚場の利用については、適用しない。

第5条～第13条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1 〔略〕

別表第2（第3条・第4条関係）

港湾施設の種 類	利用形態	使用料の額					
		ア		イ			
岸壁、栈橋又は物揚場・軌道走行式荷役機械 〔略〕							
上屋 旅客上 屋	利用期間15日以 下	1平方メー	<u>特等</u>	22円	<u>特等</u>	24円20銭	
		トル1日に つき	<u>2等</u>	5円	<u>2等</u>	5円50銭	
	利用期間16日以 上30日以下	15日までの	<u>特等</u>	22円	<u>特等</u>	24円20銭	
		期間 1平 方メートル 1日につき	<u>2等</u>	5円	<u>2等</u>	5円50銭	
利用期間31日以 上1年未満	16日以上の 期間 1平 方メートル 1日につき	<u>特等</u>	44円	<u>特等</u>	48円40銭		
		<u>2等</u>	10円	<u>2等</u>	11円		
利用期間31日以 上1年未満	15日までの 期間 1平	<u>特等</u>	22円	<u>特等</u>	24円20銭		
		<u>2等</u>	5円	<u>2等</u>	5円50銭		

		方メートル 1日につき				
		16日から30 日までの期 間 1平方 メートル1 日につき	<u>1等</u> 44円 <u>3等</u> 10円	<u>1等</u> 48円40銭 <u>3等</u> 11円		
		31日以上の 期間 1平 方メートル 1日につき	<u>1等</u> 66円 <u>3等</u> 15円	<u>1等</u> 72円60銭 <u>3等</u> 16円50銭		
	利用期間1年	1平方メー トル1年に つき	<u>1等</u> 15,870円 <u>3等</u> 2,520円	<u>1等</u> 17,457円 <u>3等</u> 2,772円		
貨物上 屋	利用期間15日以 下	1平方メー トル1日に つき	<u>特等</u> 55円	<u>特等</u> 60円50銭		
			<u>1等</u> 25円	<u>1等</u> 27円50銭		
			<u>2等</u> 20円	<u>2等</u> 22円		
			<u>3等</u> 10円	<u>3等</u> 11円		
利用期間16日以 上30日以下	15日までの 期間 1平 方メートル 1日につき	<u>特等</u> 55円	<u>特等</u> 60円50銭			
		<u>1等</u> 25円	<u>1等</u> 27円50銭			
		<u>2等</u> 20円 <u>3等</u> 10円	<u>2等</u> 22円 <u>3等</u> 11円			
16日以上の 期間 1平 方メートル 1日につき	<u>特等</u> 60円 <u>1等</u> 30円 <u>2等</u> 30円 <u>3等</u> 15円	<u>特等</u> 66円	<u>特等</u> 66円			
		<u>1等</u> 30円	<u>1等</u> 33円			
		<u>2等</u> 30円 <u>3等</u> 15円	<u>2等</u> 33円 <u>3等</u> 16円50銭			
利用期間31日以 上1年未満	15日までの 期間 1平	<u>特等</u> 55円 <u>1等</u> 25円	<u>特等</u> 60円50銭 <u>1等</u> 27円50銭			

		方メートル 1日につき				
		16日から30 日までの期 間 1平方 メートル1 日につき	<u>特等</u> 44円 <u>2等</u> 10円	<u>特等</u> 48円40銭 <u>2等</u> 11円		
		31日以上の 期間 1平 方メートル 1日につき	<u>特等</u> 66円 <u>2等</u> 15円	<u>特等</u> 72円60銭 <u>2等</u> 16円50銭		
	利用期間1年	1平方メー トル1年に つき	<u>特等</u> 15,870円 <u>2等</u> 2,520円	<u>特等</u> 17,457円 <u>2等</u> 2,772円		
貨物上 屋	利用期間15日以 下	1平方メー トル1日に つき	[新設]	[新設]		
			<u>特等</u> 25円	<u>特等</u> 27円50銭		
			<u>1等</u> 20円	<u>1等</u> 22円		
			<u>2等</u> 10円	<u>2等</u> 11円		
利用期間16日以 上30日以下	15日までの 期間 1平 方メートル 1日につき	[新設]	[新設]			
		<u>特等</u> 25円	<u>特等</u> 27円50銭			
		<u>1等</u> 20円 <u>2等</u> 10円	<u>1等</u> 22円 <u>2等</u> 11円			
16日以上の 期間 1平 方メートル 1日につき	<u>特等</u> 30円 <u>1等</u> 30円 <u>2等</u> 15円	[新設]	[新設]			
		<u>特等</u> 30円	<u>特等</u> 33円			
		<u>1等</u> 30円 <u>2等</u> 15円	<u>1等</u> 33円 <u>2等</u> 16円50銭			
利用期間31日以 上1年未満	15日までの 期間 1平	[新設] <u>特等</u> 25円	[新設] <u>特等</u> 27円50銭			

	方メートル	2等	20円	2等	22円
	1日につき	3等	10円	3等	11円
	16日から30日までの期間	特等	60円	特等	66円
	1平方メートル	1等	30円	1等	33円
	1日につき	2等	30円	2等	33円
	1日につき	3等	15円	3等	16円50銭
	31日以上の期間	特等	110円	特等	121円
	1平方メートル	1等	50円	1等	55円
	1日につき	2等	40円	2等	44円
	1日につき	3等	20円	3等	22円
利用期間1年	1平方メートル	特等	20,500円	特等	22,550円
	1年につき	1等	9,200円	1等	10,120円
		2等	8,200円	2等	9,020円
		3等	4,500円	3等	4,950円
コンテナ上屋・くん蒸上屋 〔略〕					
水中木材整理場～港湾施設用地 〔略〕					

備考

1～3 〔略〕

4 上屋のうち、特等とは令和4年度以降に供用を開始したものとし、1等とは昭和56年度から令和3年度までに供用を開始したものとし、2等とは昭和50年度から昭和55年度までに供用を開始したものとし、3等とは昭和49年度以前に供用を開始したものとする。

5～11 〔略〕

	方メートル	1等	20円	1等	22円
	1日につき	2等	10円	2等	11円
	16日から30日までの期間	〔新設〕		〔新設〕	
	1平方メートル	特等	30円	特等	33円
	1日につき	1等	30円	1等	33円
	1日につき	2等	15円	2等	16円50銭
	31日以上の期間	〔新設〕		〔新設〕	
	1平方メートル	特等	50円	特等	55円
	1日につき	1等	40円	1等	44円
	1日につき	2等	20円	2等	22円
利用期間1年	1平方メートル	〔新設〕		〔新設〕	
	1年につき	特等	9,200円	特等	10,120円
		1等	8,200円	1等	9,020円
		2等	4,500円	2等	4,950円
コンテナ上屋・くん蒸上屋 〔略〕					
水中木材整理場～港湾施設用地 〔略〕					

備考

1～3 〔略〕

4 上屋のうち、特等とは昭和56年度以降に供用を開始する______ものとし、1等とは昭和50年度から昭和55年度までに供用を開始したものとし、2等とは昭和49年度以前に供用を開始したものとする。

5～11 〔略〕

第44号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県営住宅の譲渡及び子育て支援住宅を定める制度を創設するため所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

(1) 県営住宅の譲渡について

雲南市及び飯南町への譲渡に伴い、県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除する。

団地の名称	所在地
上郡団地	雲南市
赤名団地	飯石郡飯南町

(2) 子育て支援住宅を定める制度の創設について

目的：

- ① 県営住宅のうち、立地条件及び間取り等が子育てに適している住戸を「子育て支援住宅」とする制度を設け、子育てしやすい住環境づくりを推進する。
- ② 子育て住戸を集約して整備することにより、子育て世帯の孤立感の低減が期待できる。
- ③ 若い世帯の入居により、高齢化が進展している団地については自治機能の向上・維持を見込むことができる。

概要：

- ① 入居資格は、小学校就学前の子がいる世帯とし、18歳となる年度の末日まで入居できるものとする。
- ② 入居期限を設ける事により、新たな子育て世帯の入居機会を創出し、安定した子育て支援住宅の供給を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

【参考】

1 譲渡する団地の概要

(1) 県営上郡団地

- ①所在地 雲南市掛合町掛合
- ②敷地面積 3,609.00 m²
- ③建 物 鉄筋コンクリート造瓦葺3階建・2棟、2階建・1棟、住戸数20戸
延面積1,409.47 m²
- ④付帯施設 集会所（鉄骨造スレート葺平家建1棟）
ゴミ置場（鉄筋コンクリート造陸屋根平家建1棟）
- ⑤供用開始 1号棟：昭和57年3月、2号棟：昭和57年8月

(2) 県営住宅赤名団地

- ①所在地 飯石郡飯南町下赤名
- ②敷地面積 2,286.12 m²
- ③建 物 木造瓦葺2階建・3棟、住戸数16戸
延面積1,307.82 m²
- ④付帯施設 住棟に物置、自転車置場を併設
- ⑤供用開始 1号棟：平成23年1月、2号棟：平成22年1月、3号棟：平成23年12月

2 経 緯

(1) 県営住宅上郡団地

用地及び建物の譲渡に係る覚書を平成24年3月に雲南市と交換した。

交換後10年経過時までには雲南市が買い受ける条件とし、令和4年4月1日付けで雲南市へ譲渡する。

(2) 県営住宅赤名団地

用地及び建物の譲渡に係る覚書を平成21年4月に飯南町と交換した。

建替完了後10年経過時までには飯南町が買い受ける条件とし、令和4年4月1日付けで飯南町へ譲渡する。

3 スケジュール

R4.4.1 県営住宅用途廃止

雲南市営住宅、飯南町営住宅としてそれぞれ管理開始

島根県営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県営住宅条例</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> [昭和34年12月22日] 島根県条例第49号 </div> <p>目次 〔略〕</p> <p>第1条・第2条 〔略〕</p> <p>第3条 県営住宅を別表のとおり設置する。</p> <p>第3条の2～第3条の18 〔略〕</p> <p>第4条～第6条 〔略〕</p>	<p>目次 〔略〕</p> <p>第1条・第2条 〔略〕</p> <p>第3条 県営住宅を別表のとおり設置する。</p> <p>第3条の2～第3条の18 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">第3章 入居</p> <p>第4条・第5条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(入居資格)</p> <p>第6条 県営住宅の入居者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第22条第1項において同じ。)があること。</p> <p>(2) その者の収入がアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める金額を超えないこと。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 次のいずれかに該当する場合 214,000円</p> <p style="margin-left: 4em;">(ア) 入居者又は同居者に a から e までのいずれかに該当する者がある場合</p> <p style="margin-left: 6em;">a 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p style="margin-left: 6em;">b 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p style="margin-left: 6em;">c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p style="margin-left: 6em;">d 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p>

e ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（次項及び第4項において「要介護者」という。）を除く。）にあっては、前項第1号に掲げる条件を具備することを要しない。

(1) 60歳以上の者

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又

は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(4) 前項第2号ア(ア) a から e までのいずれかに該当する者

(5) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定の適用を受ける者

3 知事は、入居の申込みをした者が要介護者に該当するかどうかを判断する場合において必要があると認めるときは、当該職員に、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 知事は、入居の申込みをした者が要介護者に該当するかどうかを判断する場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

5 次に掲げる地域内の県営住宅に係る第1項の規定の適用については、当該県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同項第1号の条件を具備する者とみなす。

(1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域並びに同法第3条第1項及び第2項、第41条第1項（同項第3号に該当するものに限る。）及び同条第3項において準用する同条第2項並びに第42条の規定により過疎地域とみなされる区域

(2) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

(3) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯

(4) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の区域

	<p>(5) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域</p> <p>6 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号。次項において「密集市街地整備法」という。)第20条第1項第2号イに規定する条例で定める金額は、第1項第2号アに定める金額とする。</p> <p>7 密集市街地整備法第20条第1項第2号ロに規定する条例で定める条件は、第1項第1号及び第3号に掲げるとおりとする。</p> <p>8 第12条第1項若しくは第4項、第25条第1項若しくは第26条第1項に規定する家賃、第38条第1項に規定する使用料又は第50条第1項に規定する使用料を滞納している者は、県営住宅に入居することができない。ただし、知事が特に必要と認めた者を除く。</p>
<p>(入居資格の特例)</p>	<p>(入居資格の特例)</p>
<p>第6条の2 [略]</p>	<p>第6条の2 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 前条第1項第2号イに掲げる場合にあっては、県営住宅の入居者は、前条第1項各号(同条第2項に規定する者にあっては、同条第1項第2号及び第3号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p>
<p>3 <u>保育所、幼稚園及び幼保連携型認定こども園、小学校並びにこれらに準ずる学校等の立地状況、住戸の規模、設備及び間取りその他の事情を勘案し、子育てに適すると知事が認める県営住宅(以下「子育て支援住宅」という。)の入居者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備するほか、次条第1項の規定による入居の申込みをする際に6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居し、かつ、その者を扶養する者でなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>(入居の申込み及び決定)</p>	<p>(入居の申込み及び決定)</p>
<p>第7条 <u>前2条</u>に規定する入居資格のある者で県営住宅に入居しようとするものは、県営住宅入居申込書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>第7条 <u>前条</u>に規定する入居資格のある者で県営住宅に入居しようとするものは、県営住宅入居申込書を知事に提出しなければならない。</p>

2・3 〔略〕

(子育て支援住宅の入居期間)

第7条の2 知事は、前条第2項の規定により子育て支援住宅の入居者を決定する場合にあつては、当該子育て支援住宅に入居することができる期間(以下「入居期間」という。)を定めるものとする。

2 入居期間は、規則で定める。

3 知事は、前条第1項の規定により子育て支援住宅に係る入居の申込みをした者を入居者として決定しようとするときは、その者に対し、入居期間の満了する日までに当該子育て支援住宅を明け渡さなければならない旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。

4 前項の説明を受けた者は、当該説明を受けた旨を証する書面を知事に提出しなければならない。

第8条～第28条 〔略〕

第29条 〔略〕

2 知事は、前項の規定により入居の申込みをした者を県営住宅の入居者として決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に通知するものとする。

3 知事は、借上げに係る県営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該県営住宅の借上げの期間の満了時に当該県営住宅を明け渡さなければならない旨を通知するものとする。

〔新設〕

第8条～第28条 〔略〕

第5章 立ち退き

(立退手続)

第29条 入居者は、当該県営住宅を立ち退こうとするときは、立ち退こうとする日の10日前までに知事に届け出て、知事の指定する者の検査を受けなければならない。

2 第17条第3号の規定に基づき入居者がその費用を負担すべき県営住宅等の修繕は、前項の検査の時までに行わなければならない。

3 入居者は、第21条ただし書の規定に基づき当該県営住宅を模様替し、又は増築したときは、第1項の検査の時までに、原状回復又は撤去を行わなければならない。

(子育て支援住宅の明渡し)

第29条の2 知事は、子育て支援住宅の入居者に対し、入居期間の満了する日の1年前から6月前までに、入居期間の満了する日を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、当該入居期間が満了する日までに当該子育て支援住宅を明け渡さなければならない。

3 知事は、入居期間を延長することが相当である事情として規則で定めるものがあると認めるときは、子育て支援住宅の入居者の申請により、規則で定める期間の範囲内で入居期間を延長することができる。

4 前項の規定により入居期間の延長を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。

5 第7条の2第3項及び第4項の規定は、第3項の規定により入居期間を延長する場合に準用する。

6 子育て支援住宅の入居者は、第7条の2第1項の規定にかかわらず、子育て支援住宅に継続して入居することが適当でないものとして規則で定める要件に該当することとなった日から1年以内に当該子育て支援住宅を明け渡さなければならない。ただし、同日から1年を経過する日が入居期間の満了する日以後である場合は、この限りでない。

7 前項の場合において、知事は、当該子育て支援住宅の明渡しの期限を定め、当該子育て支援住宅の入居者に対し、その期限の6月前までに通知するものとする。

(県営住宅の明渡請求)

第30条 [略]

(1)~(7) [略]

(県営住宅の明渡請求)

第30条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対し県営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が正当な事由によらないで引き続き15日以上県営住宅を生活の本拠として使用しないとき。
- (4) 入居者が県営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (5) 入居者が第11条第1項若しくは第2項、第18条第1項、第19条から第21条の3まで又は第22条第1項の規定に違反したとき。
- (6) 入居者が正当な理由によらないで第68条第1項の規定に基づく県営住宅の立入検査を拒んだとき。

<p>(8) <u>子育て支援住宅の入居期間（前条第3項の規定により延長したときは、延長後の入居期間）が満了したとき又は前条第7項の期限が到来したとき。</u></p> <p>(9)・(10) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 知事は、第1項第2号から<u>第8号</u>までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>5 〔略〕</p> <p>第31条～第40条 〔略〕</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第41条 〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 社会福祉法人等が第38条第2項又は<u>前条</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>第42条～第71条 〔略〕</p> <p>附 則 〔略〕</p>	<p>(7) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。</p> <p>〔新設〕</p> <p>(8) 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。</p> <p>(9) 知事が住宅の管理上必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により県営住宅の明渡請求を受けた者は、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額の金銭を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 知事は、第1項第2号から<u>第7号</u>までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>5 知事は、県営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該県営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。</p> <p>第31条～第40条 〔略〕</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第41条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該県営住宅の使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 社会福祉法人等が第38条第2項又は<u>第40条</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>第42条～第71条 〔略〕</p> <p>附 則 〔略〕</p>
--	---

別表（第3条関係）

団地の名称	所在地
幸町団地～東高浜団地	〔略〕
<u>そら山団地</u>	<u>雲南市</u>
〔削る〕	
桂川団地～月無団地	〔略〕

別表（第3条関係）

団地の名称	所在地
幸町団地～東高浜団地	〔略〕
<u>上郡団地</u>	<u>雲南市</u>
<u>そら山団地</u>	
<u>赤名団地</u>	<u>飯石郡飯南町</u>
桂川団地～月無団地	〔略〕

一級河川の指定について

1 提案理由

県が管理する一級河川斐伊川水系塩冶赤川^{えん な あかがわ}については、「斐伊川水系新内藤川流域河川整備計画（平成20年10月策定）」に基づく治水対策として、新たな河川の開削による流路の変更を行った。

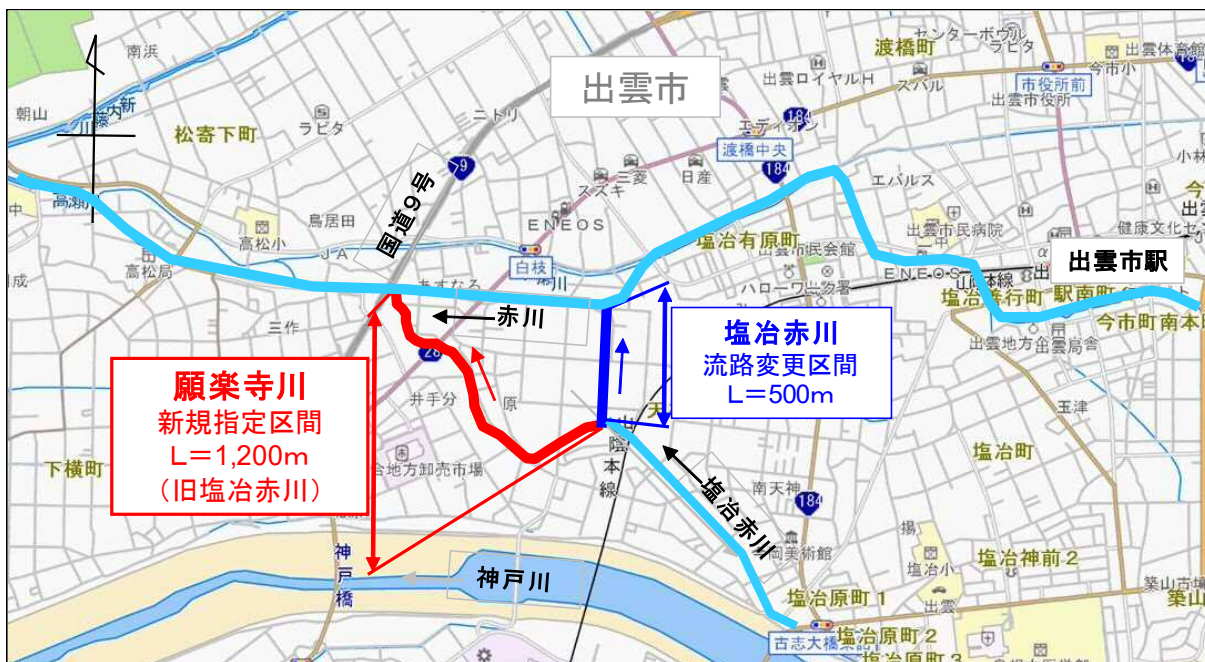
塩冶赤川の流路変更により旧塩冶赤川となった区間は、新たに一級河川（河川名：願楽寺川^{がんぎょうじがわ}）として指定する必要があるとして、河川法第4条第3項の規定に基づき、指定を行う国土交通大臣から島根県知事あてに、令和4年2月9日付けで意見照会があった。

そのため、意見照会に対して知事が意見を述べるにあたり、同法第4条第4項の規定に基づき、議会に意見を伺うものである。

2 県の対応

旧塩冶赤川は、沿川に家屋が密集しており、引き続き、一級河川として塩冶赤川の流域と一体的に管理する必要があることから、国土交通大臣の意見照会に対して、異議のない旨の回答としたい。

3 位置図



*河川指定は、指定する区間の上下流端を明示して行うが、塩冶赤川の下流端は「赤川への合流点」となっており、流路変更後もこの表現に変更がないことから塩冶赤川の指定変更は不要。

(余白)

第49号議案

宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について

1 提案理由

宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の流域市（松江市、出雲市、安来市）負担について、下水道法第31条の2第2項の規定により、流域市の意見を聞いたうえ、議会の議決を経て定める必要がある。

なお、流域市からは、同規定により意見を聞き同意を得ている。

2 維持管理費負担金の概要

維持管理費負担金	二次処理費	汚水中の生物化学的酸素要求量(BOD)の低減、浮遊物質(SS)の除去処理に必要な経費（運転管理費、維持修繕費など）
	高度処理費	窒素やリンの除去処理に必要な経費（東部処理区のみ）
	資本費	過去の建設事業に要した経費（減価償却費などから、見合いの国庫補助金、建設負担金などを除いたもの）や企業債利息

※二次処理費、高度処理費については3年ごとに改定し、資本費については、算定の基礎となる減価償却費等が工事等の進捗に影響を受けることから毎年度決定する。

3 資本費負担額案

（税抜き）

処理区 （負担市）	R2年度 負担額	R3年度 負担額（a）	R4年度 負担額(b)	増減 （b - a）
東部処理区 （松江市・安来市）	124,527 千円	11,782 千円	91,755 千円	79,973 千円
西部処理区 （松江市・出雲市）	97,044 千円	85,205 千円	91,549 千円	6,344 千円

【主な増減理由】

- ・東部処理区：R3は企業会計化移行前に収入した繰入金に係る未収益化分を特別利益として収益化し、資本費負担額から控除したことによる（R3限り）
- ・西部処理区：R3年度事業実績等を反映したことなどによる

(余白)

財産の貸付について

1. 財産の概要等

- (1) 名称 元隠岐空港
- (2) 所在地 隠岐郡隠岐の島町岬町田垣2144番3 外305筆
- (3) 種類及び数量 土地 406, 341. 26㎡
- (4) 現契約の内容
 - ①貸付目的 繁殖牛の放牧場及び飼料需給のための採草地
 - ②貸付期間 H24.4.1～R4.3.31(10年間)
 - ③貸付相手 隠岐の島町

2. 隠岐の島町肉用牛生産近代化計画

- (1) 平成25年度時点で431頭いる繁殖雌牛を令和7年度には700頭へ増頭(令和2年度現在538頭)
- (2) 放牧を中心とした低コストの子牛生産のために必要な公共牧場を町内で整備
- (3) 公共放牧場及び牧草地として元隠岐空港跡地を活用したい旨申し出(平成24年1月10日)

3. 無償貸付

- (1) 隠岐の島町の畜産業振興及び未利用県有財産の有効活用の観点から元隠岐空港跡地を隠岐の島町に無償貸付する

- ・現地は、面積が広大、かつエプロン、滑走路等がそのまま残されており有効な利活用策が課題となっている
- ・県にとっては毎年の維持管理費用(除草経費 約5,000千円/年)が不用となるメリットがある

- (2) 貸付期間は10年間(令和4年4月1日から令和14年3月31日まで)

- ・公有財産規則第35条第1項第5号により、土地の貸付最長期間を適用
- ・公共放牧場としての計画的かつ安定的な利用のためには長期貸付が必要

- (3) 「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」第4条に規定する無償貸付条件に合致しないため、地方自治法第96条により議会の議決を得て無償貸付をする



第52号議案

財産の処分について

1 概要

県営住宅赤名団地の飯南町への有償譲渡

2 経緯

- (1) 公営住宅の供給は、基本的に地域住民の生活に密着し、地域の住宅事情や住宅需要に応じたきめ細やかな対応ができる市町村が主体となって役割を担うこととなる。
- (2) 一方、県では市町村との連携を図りつつ、区域を越える住宅需給バランスを踏まえた広域的な調整や、市町村の補完機能を担っている。
- (3) このような中で、市町村営住宅の建替を支援する必要がある場合は、県により建設し、一定期間管理した後に市町村へ譲渡することにより公営住宅供給の補完を行っている。
- (4) 県営住宅赤名団地については、建物の老朽化が進み用途廃止とする予定であったが、飯南町との協議により、建替後10年が経過するまでに買い受けることを条件として整備を行った。
(住宅及び用地の譲渡に係る覚書を平成21年4月に飯南町と交換)

3 財産の概要

- (1) 団地名 県営住宅赤名団地
- (2) 所在地 飯石郡飯南町下赤名
- (3) 土地面積 2,286.12㎡
- (4) 建物 木造瓦葺2階建・3棟
住戸数16戸
延面積1,307.82㎡
- (5) 供用開始 1号棟：平成23年1月
2号棟：平成22年1月
3号棟：平成23年12月



4 譲渡価格

198,060,098円

(令和4年1月17日 飯南町と県有財産売買仮契約を締結)

5 スケジュール

R4.4.1 県営住宅用途廃止、飯南町営住宅として管理開始

(余白)

契約の締結について

議案その五

番号	工 事 名	位 置	工 事 の 概 要	工 期
第54号 P9	国道186号(小国1工区) 総合交付金(改築) (仮称)新笹ヶ峠トンネル工事	浜田市金城町小国地内	トンネル名:(仮称)新笹ヶ峠トンネル 工事延長:446m (うちトンネル延長425m) 幅員:8.5m (0.75+0.75+2.75×2+0.75+0.75) 内空断面積:45.8㎡ 掘削工法:NATM(発破掘削)	島根県議会の議決があった日の翌日から 起算して703日目にあたる日
契 約 の 概 要			備 考	
契約の方法・金額	契約の相手方等			
一般競争入札	今井産業・松江土建・毛利組 特別共同企業体 代表者 江津市桜江町川戸472番地1 今井産業株式会社 代表取締役 今井 久師 構成員 松江市学園南二丁目3番5号 松江土建株式会社 代表取締役社長 平塚 智朗			
2,233,000,000 円	構成員 浜田市熱田町1461番地 株式会社毛利組 代表取締役 毛利 栄就 (R4.1.7仮契約)			

(余白)

変更契約の締結について

議案その五

番号	工 事 名	位 置	工 事 の 概 要	工 期
第56号 P11	主要地方道安来木次線（切川2工区）総合交付金（改築）工事に伴う山陰本線安来・荒島間飯島架道橋新設工事	安来市飯島町地内	工事延長：24.2m ボックスカルバート：24.2m 軌道下ボックス 7.2m 北側側道ボックス 8.5m 南側側道ボックス 8.5m 仮設工事桁：1式	R4.3.31
契 約 の 概 要			備 考	
契約の方法・金額		契約の相手方等		
・ 契約額の変更 1,059,717,000円 ↓ 1,003,715,007円 (56,001,993円 減額)		鳥取県米子市弥生町2番地 西日本旅客鉄道株式会社 理事 米子支社長 佐伯 祥一	主な理由 【施工方法の変更による減額】 本工事は線路近接作業となるため、当初は列車通過時に全ての作業を一時中断する計画とし、当該中断に係る工事費の割増を見込んでいた。しかし実際の施工にあたりJRと施工業者が協議し、施工方法を変更することで一時中断することなく作業を行うことが可能となったため、当初見込んでいた工事費の割増について減額した。 【地盤改良の追加による増額】 ボックスカルバートの施工にあたっては鋼矢板による仮設土留工を行うこととし、鋼矢板の固定のために地中にアンカーを施工する計画としていた。この施工に先立ち地質状況を精査したところ、アンカー設置の際に地下水と砂が噴出する恐れがあったため、この対策として薬液注入工による地盤改良を追加することとした。 【施工ヤードの引継ぎによる減額】 施工にあたり設置した盛土による仮設施工ヤードについて、当初は施工後に盛土を撤去し現況に復旧する計画としていたが、県工事と工程調整を行った結果、引き続き県工事において使用する計画に変更することとしたため、撤去・復旧費用が不要となった。	
		(R4.1.7仮契約)		

(余白)

変更契約の締結について

議案その五

番号	工 事 名	位 置	工事の概要 () は変更前	工 期
第 57 号 P12	波積ダム建設事業 波積ダム本体建設工事	江津市波積町本郷地内	堤 高 H= 48.2m 堤頂長 L=126.0m 掘削工 V=44,910m ³ (44,620m ³) 基礎処理工 L= 7,505m (8,362m) 堤 体 工 V=68,481m ³ (67,671m ³) 水質観測設備工 N=1式 (0式)	R5. 3. 24
変 更 の 概 要			変 更 理 由	
契約・工期	契約の相手方等			
契約額の変更 4,385,115,200円 ↓ 4,766,325,160円 (381,209,960円増額)	安藤・間・今岡工業・原工務所 特別共同企業体 代表者 広島市中区大手町五丁目3番18号 株式会社安藤・間 広島支店 執行役員支店長 相田 尚人 構成員 出雲市塩冶神前2丁目8番16号 今岡工業株式会社 代表取締役 今岡 幹晴 構成員 江津市敬川町1306番地3 株式会社原工務所 代表取締役 原 諭 (R4. 1. 7仮契約)		主な理由 【堤体工コンクリート数量の増加】 基礎岩盤の不良部分を取除いた箇所をコンクリートで置き換えたため、堤体コンクリートの数量が増量となった。 【堤体工コンクリート打設費用の増額】 堤体左岸側の岩盤が固く掘削に時間を要したこと、右岸基礎岩盤に不良部分が見つかり対策に時間を要したことなどから、堤体工の打設期間が1年間延び、コンクリート打設関連の設備費用が増額となった。 また、暑中期間にコンクリート打設を行う必要があるため、コンクリート製造時に適正温度に冷却を行うための追加設備等の費用が増額となった。 【水質観測設備の追加】 貯水池内の水質観測設備の配置を検討したところ、本工事で施工を行う流木止設備に取付けることとなったため、その費用が増額となった。	

(余白)

令和4年度土木部当初予算案の概要

1. 令和4年度国土交通省予算案

(1) 基本方針

【基本的な考え方】

令和4年度予算では次の3点を柱に、令和3年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を図る。

① 国民の安全・安心の確保

東日本大震災や大規模自然災害からの復旧・復興を図るとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進める。具体的には、軽石の除去対策、「流域治水」の本格的展開、総合的な土砂災害対策の加速化・強化、地震、豪雨、豪雪等災害時における人流・物流の確保のための交通ネットワーク整備、盛土による災害防止、線状降水帯等の観測・予測体制の強化、インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスの実現等に取り組み、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を構築する。加えて、通学路等の交通安全対策や戦略的海上保安体制の構築等を図る。

② 社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大

危機に瀕する交通・観光の確保・維持に万全を期しつつ、ポストコロナを見据え、公共交通の活性化、地域経済を支える観光の本格的な復興の実現等に取り組みとともに、産業の競争力強化等に資する社会資本の重点整備、住宅・建築物の省エネ対策や木材利用の促進、自動車の電動化等の促進等のグリーン化施策、国土交通分野のデジタルトランスフォーメーション、インフラシステム海外展開などを積極的に進める。

③ 豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり

共生社会実現に向けたバリアフリー社会の形成、二拠点居住やワーケーションなど住生活環境の充実、条件不利地域の振興、スマートシティ・次世代モビリティやコンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、孤独・孤立対策の推進等を進める。

【公共事業の適確な推進】

- 社会資本整備は未来への投資であり、将来にわたり「真の豊かさ」を実感できる社会の構築に向けて、「総力」を挙げたストック効果の最大化や「インフラ経営」の視点に立った既存施設の計画的な維持管理・更新・利活用を図る。

- 波及効果の大きなプロジェクト等の戦略的かつ計画的な展開が不可欠であり、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図る。
- 公共事業の効率的かつ円滑な実施、順調な執行のため、新・担い手3法も踏まえ、施工時期等の平準化や適正価格・工期での契約、国庫債務負担行為の積極的な活用等、地域企業の活用に配慮した適正規模での発注等を推進する。また、新技術の導入や i-Construction の推進、建設キャリアアップシステムの普及、技能者の賃金引上げ、週休2日の実現、外国人技能労働者の受入・育成等、生産性向上や働き方改革等に取り組む。加えて、災害等に備え、防災体制等の拡充・強化を図る。

(2) 国土交通省の一般会計公共事業費

令和3年度第1次補正予算を含め 6兆8,186億円 対前年度比^(※) 0.95

※対前年度比は令和3年度当初予算及び令和2年度補正予算の合計額との比較

2. 令和4年度土木部当初予算案

(1) 考え方

- 島根創生計画に掲げた「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を実現するため、将来を見据えた成果目標を定め、その達成に向け限られた財源の中で取り組むべき事業を精査した上で補助（交付金）事業を最大限活用し、計画的な事業実施に努める。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に進める。
(予算は令和3年度11月補正・2月補正予算で措置)

(2) 予算額 (流域下水道事業会計を除く)

- 土木部全体（公共事業・非公共事業）

824億円 対前年度比 1.06

- 令和3年度11月補正（中日分）・2月補正（初日分）を含めた場合

978億円 対前年度比^(※) 1.09

※対前年度比は令和3年度当初予算及び2年度補正予算の合計額との比較

(注) 流域下水道事業会計を含まない

3. 公共事業

(1) 予算額 (流域下水道事業会計を含む)

○公共事業費

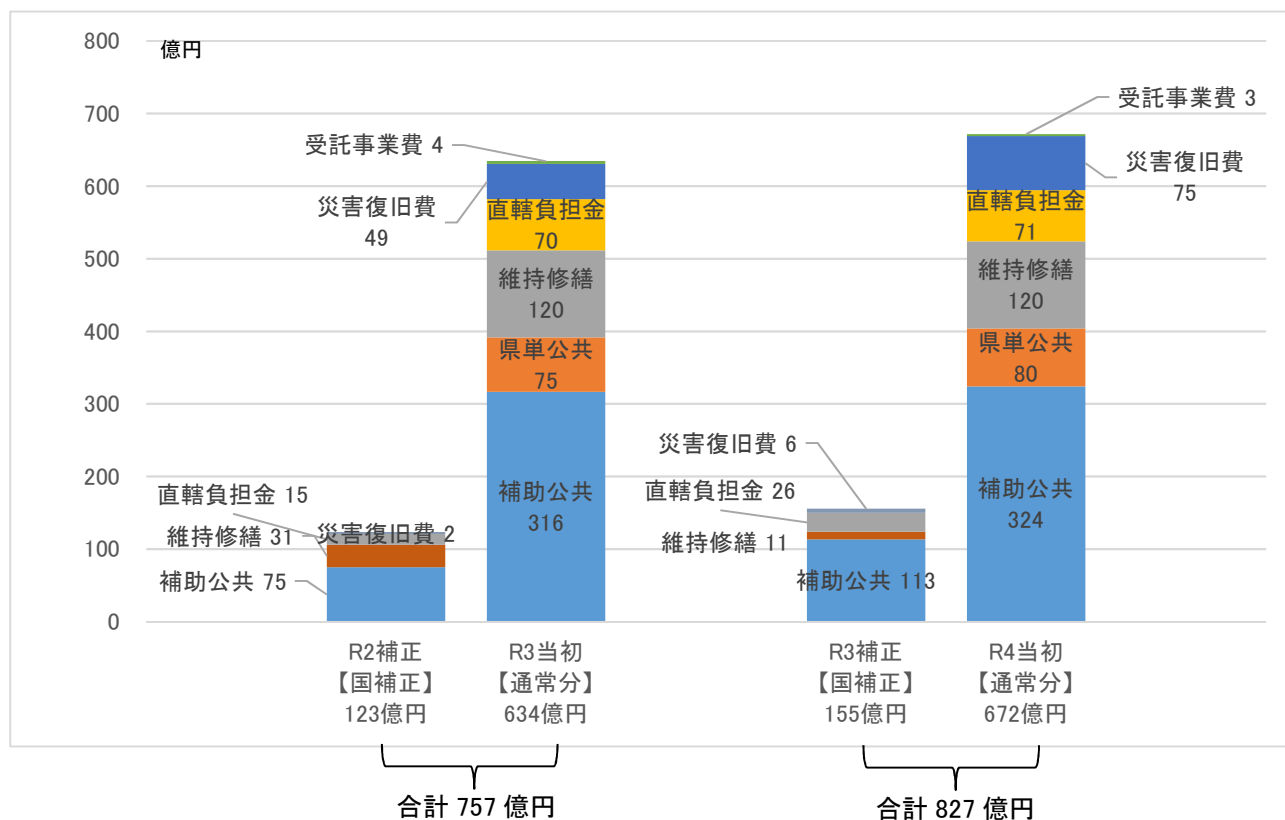
672億円 対前年度比 1.06

○令和3年度11月補正(中日分)・2月補正(初日分)を含めた場合

827億円 対前年度比^(※) 1.09

※対前年度比は令和3年度当初予算及び2年度補正予算の合計額との比較

【公共事業費の比較】



(2) 「人口減少に打ち勝つための総合戦略」を進めるための主な事業

※R4年度当初予算額+R3年度補正予算額(国補正)の合計

①高速道路網の整備の推進

83億円(15億円増)

高速道路や高速道路へつながるアクセス道路の整備を促進し、産業活動や観光、地域間交流を支える高速道路網の形成を推進

②空港・港湾の維持・整備の推進

21億円(7億円増)

物流や人の交流を支える空港・港湾の機能維持や機能向上のための整備を推進

- ・出雲縁結び空港の保安施設の強化、灯火施設更新
- ・萩・石見空港の滑走路舗装改良、灯火施設更新

- ・ 隠岐世界ジオパーク空港の化学消防車更新、灯火施設更新
- ・ 浜田港の上屋（荷捌き倉庫）整備、臨港道路整備

(3) 災害に強い県土づくりの推進 **310億円（33億円増）**

治水対策、土砂災害対策、道路防災対策、橋梁耐震化等により安全・安心な県土整備を推進し、自然災害による県民生活、財産等への被害を未然に防止

(4) 公共土木施設の長寿命化の推進等 **97億円（7億円増）【一部再掲】**

公共土木施設の定期的な点検とその結果に基づく修繕等を計画的に実施することにより、安全性と信頼性を確保するとともに、修繕や更新等に係るコストを縮減

(5) 「直轄関連事業」「ダム事業」「災害関連事業」等所要額事業の推進

(6) 緊急性や事業効果の早期発現、各圏域への影響等を考慮した箇所付け

4. 非公共事業（主なもの）

※R4年度当初予算額

①しまねの建設担い手確保・育成事業 **117百万円（61百万円増）**

建設産業の担い手を確保・育成するため建設産業団体等が行う就職促進、生産性向上による建設業の魅力向上等の取組みを支援。建設工事におけるICT活用を進めるための機器・建機導入支援を拡充。

②しまね定住推進住宅整備支援事業 **171百万円（28百万円増）**

中山間地域・離島で移住、定住者を受け入れるための賃貸住宅やお試し暮らし住宅等を、新築や空き家の改修により整備する市町村に対して、経費の一部を助成。

改修事業の促進を図るため、空き家の不動産登記・実態調査に要する費用を補助対象に追加。

③しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業 **172百万円（4百万円増）**

一戸建て住宅や分譲マンションにおける高齢者等の住宅内での事故を未然に防止するためのバリアフリーリフォーム及び子育て環境の改善に繋がるリフォームを支援。

新型コロナウイルス感染症対策を推進するため、感染防止対策に資するリフォームの実施を補助要件に追加。

**令和4年度当初予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)**

単位:百万円

事業区分	予算区分	R3年度ベース			R4年度ベース			計 (D-A)	増減		
		R2補正 + R3当初 (A=B+C)	R2年度 補正 [国補正] (B)	R3年度 当初 [通常] (C)	R3補正 + R4当初 (D=E+F)	R3年度 補正 [国補正] (E)	R4年度 当初 [通常] (F)		国補正 (E-B)	通常 (F-C)	
公共(改良系)	補助公共	道路	19,723	4,015	15,708	22,086	4,959	17,127	2,363	944	1,419
		河川・ダム	5,396	1,331	4,065	8,143	4,042	4,101	2,747	2,711	36
		砂防	3,881	728	3,153	3,289	1,451	1,838	▲ 592	723	▲ 1,315
		港湾・空港	3,509	721	2,788	4,151	482	3,669	642	▲ 239	881
		街路・公園	2,838	337	2,501	2,267	63	2,204	▲ 571	▲ 274	▲ 297
		下水道	1,577	345	1,232	1,354	326	1,028	▲ 223	▲ 19	▲ 204
		住宅	760		760	835		835	75	0	75
		文化財調査	12		12	11		11	▲ 1	0	▲ 1
		災害関連	1,410		1,410	1,586		1,586	176	0	176
	補助公共計	39,106	7,477	31,629	43,722	11,323	32,399	4,616	3,846	770	
	うち国土強靱化	7,477	7,477		10,285	10,285			2,808	0	
	県単公共	道路	607		607	678		678	71	0	71
		河川・ダム	1,651		1,651	1,800		1,800	149	0	149
		砂防	348		348	491		491	143	0	143
		港湾・空港	1,184		1,184	1,030		1,030	▲ 154	0	▲ 154
		街路・公園	192		192	232		232	40	0	40
		下水道	1,205		1,205	1,221		1,221	16	0	16
		住宅	411		411	105		105	▲ 306	0	▲ 306
		地域整備促進等	430		430	498		498	68	0	68
災害関連		1,499		1,499	1,934		1,934	435	0	435	
県単公共計	7,527	0	7,527	7,989	0	7,989	462	0	462		
公共計	46,633	7,477	39,156	51,711	11,323	40,388	5,078	3,846	1,232		
維持修繕費	補助維持修繕	道路	6,525	3,105	3,420	4,237	1,061	3,176	▲ 2,288	▲ 2,044	▲ 244
		補助維持修繕計	6,525	3,105	3,420	4,237	1,061	3,176	▲ 2,288	▲ 2,044	▲ 244
		うち国土強靱化	3,105	3,105		1,061	1,061			▲ 2,044	0
	県単維持修繕	道路	5,290		5,290	5,633		5,633	343	0	343
		河川・ダム	1,711		1,711	1,654		1,654	▲ 57	0	▲ 57
		砂防	455		455	448		448	▲ 7	0	▲ 7
		港湾・空港	98		98	108		108	10	0	10
		地域整備促進	1,018		1,018	956		956	▲ 62	0	▲ 62
		県単維持修繕計	8,572	0	8,572	8,799	0	8,799	227	0	227
		維持修繕費計	15,097	3,105	11,992	13,036	1,061	11,975	▲ 2,061	▲ 2,044	▲ 17
公共+維持修繕費	61,730	10,582	51,148	64,747	12,384	52,363	3,017	1,802	1,215		
直轄負担金	うち国土強靱化	1,500	1,500		2,207	2,207			707	0	
	災害復旧費	5,091	239	4,852	8,046	565	7,481	2,955	326	2,629	
	うち国土強靱化	239	239		0				▲ 239	0	
	受託事業費	374		374	264		264	▲ 110	0	▲ 110	
総合計		75,743	12,321	63,422	82,711	15,543	67,168	6,968	3,222	3,746	
	うち国土強靱化	12,321	12,321	0	13,553	13,553	0	1,232	1,232	0	

注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助事業に計上。
 2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
 3) 港湾・住宅には特別会計計上分を含む。
 4) 下水道には流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
 5) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和4年度当初予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	R3年度 当初予算 (A)	R4年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B-A)	比率 (B/A)
土木総務課	2,630,440	2,662,136	31,696	101%
技術管理課	436,889	487,798	50,909	112%
用地対策課	3,990,715	4,064,533	73,818	102%
道路維持課	13,260,703	13,739,783	479,080	104%
道路建設課	14,162,159	15,215,213	1,053,054	107%
高速道路推進課	5,868,408	5,313,415	▲ 554,993	91%
河川課	11,377,763	12,314,148	936,385	108%
斐伊川神戸川対策課	606,453	649,008	42,555	107%
港湾空港課	6,559,772	6,764,801	205,029	103%
砂防課 ※	9,661,118	11,482,784	1,821,666	119%
都市計画課	3,352,299	3,277,255	▲ 75,044	98%
下水道推進課	716,520	739,883	23,363	103%
建築住宅課	1,095,012	1,110,521	15,509	101%
一般会計合計	73,718,251	77,821,278	4,103,027	106%

※砂防課予算額：災害復旧費を含む

財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
24,395,476	1,060,323	504,307	28,080,400	3,986,994	19,793,778	77,821,278

2. 特別会計

(単位：千円)

課名	R3年度 当初予算 (A)	R4年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B-A)	比率 (B/A)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	854,474	1,425,123	570,649	167%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,269,092	3,185,028	▲ 84,064	97%
特別会計合計	4,123,566	4,610,151	486,585	112%

財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
578,740	1,360,226	7	1,660,114	692,653	318,411	4,610,151

令和4年度当初予算案 債務負担行為（土木部）

（流域下水道事業会計を除く）

債務負担行為の設定 19,080,735千円（一般会計 16,464,982千円、特別会計 2,615,753千円）

〔一般会計〕

事項(事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	内容	
			箇所・概要	位置
公共土木施設維持管理システム構築事業費	5～8	120,000	新公共土木施設維持管理システムの構築	—
特別資材調査業務委託費	4～5	106,000	建設工事に使用する特別資材の価格調査業務委託	—
建設資材価格実態調査業務委託費	5	3,742	公共工事の適正な建設資材単価を定めるための単価の動向調査業務委託	—
土木電算開発費	5～7	150,000	新積算システム延伸における開発・運用	—
島根県土木部単独用地先行取得費	5～8	396,940	島根県土地開発公社に委託し先行取得した用地を、後年度に買い戻すための経費	—
社会資本整備総合交付金事業費	4～5	1,175,000	国道186号外(県内一円) 除雪機械 250,000千円	県内全域
			ほか3件	
社会資本整備総合交付金事業費	5	5,415,000	(一)十六島直江停車場線(西代橋) 橋梁耐震補強工 120,000千円	出雲市
			(主)松江木次線(東忌部工区) 掘削工 150,000千円	松江市
			(主)益田阿武線(須子工区) 橋梁上部工・改良工 400,000千円	益田市
			津和野川 橋梁下部工 70,000千円	津和野町
			益田港(高津地区) 防波堤 200,000千円	益田市
			福浦 擁壁工、落石防護柵工 30,000千円	松江市
			神門通り線(2工区) 橋梁上部工 650,000千円	出雲市
			ほか46件	
社会資本整備総合交付金事業費	5～6	328,000	御部ダム ダム管理用制御処理施設更新	浜田市
社会資本整備総合交付金事業費	4～7	3,500,000	(主)津和野田万川線(田二穂工区) トンネル工	津和野町
道路メンテナンス事業費	4～5	160,000	国道431号外(県内一円) 現場技術業務委託	県内全域
道路メンテナンス事業費	5	335,000	(一)益田種三隅線(新川橋) 橋梁修繕工 100,000千円	浜田市
			ほか3件	
土砂災害対策道路事業費	4～5	100,000	国道184号外(県内一円) 現場技術業務委託	県内全域
道路橋梁維持修繕費	4～5	1,539,600	(主)松江鹿島美保関線外248線 道路維持修繕 900,000千円	県内全域
			ほか5件	
道路橋梁維持修繕費	5	224,600	国道431号外248線 道路パトロール外部委託	県内全域
道路橋梁維持修繕費	4～6	321,200	国道431号外248線 道路パトロール外部委託	県内全域
道路環境整備費	4～5	617,000	(主)松江鹿島美保関線外248線 植樹帯管理 194,000千円	県内全域
			ほか1件	
道路橋梁照明維持費	4～5	140,000	(主)松江鹿島美保関線外248線 道路橋梁照明維持	県内全域

事項(事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	内容	
			箇所・概要	位置
道路維持管理業務委託費	4~5	180,000	(主)松江鹿島美保関線外248線 道路維持管理外部委託	県内全域
大規模特定河川事業費	5	320,000	湯谷川 京塚橋下部工 150,000千円	出雲市
			ほか2件	
受託事業費	5	36,000	矢原川ダム ブロック積護岸工 6,000千円	浜田市
			ほか2件	
県単河川災害関連事業費	5	200,000	八戸川 護岸工	江津市
県単河川維持修繕費	4~5	50,000	堂の前排水機場外、奥田川樋門外 排水機場・樋門修繕 10,000千円	雲南市
			ほか1件	
河川管理事業費	4~5	43,600	水門・樋門専門点検	県内全域
ダム管理事業費	4~5	161,300	ダム設備保守点検ほか	浜田市ほか
ダム管理事業費	5	310,000	放流ゲート更新ほか	浜田市ほか
河川総合開発事業費	4~5	140,000	矢原川ダム 現場技術業務委託 20,000千円	浜田市
			ほか1件	
河川総合開発事業費	5	220,000	矢原川ダム 橋梁下部工・グラウンドアンカー工ほか 80,000千円	浜田市
			ほか1件	
水防活動費	4~5	22,000	水防情報システム保守点検	県内全域
港整備交付金事業費	5	50,000	別府港(十景地区) 臨港道路整備	西ノ島町
特定土砂災害対策推進事業費	5	80,000	鳴谷川 護岸工、床固工 50,000千円	津和野町
			ほか1件	
県単砂防修繕費	5	20,000	小伊津川 管更生工	出雲市

〔臨港地域整備特別会計〕

事項(事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	内容	
			箇所・概要	位置
港湾建設費	4~6	105,000	浜田港(福井地区) 港湾荷役機械整備	浜田市

〔県営住宅特別会計〕

事項(事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	内容	
			箇所・概要	位置
県営住宅施設維持管理事業費	5~8	902,595	県住宅供給公社 県営住宅管理代行業務(R4年度~R8年度)	県内全域
県営住宅入退去管理事業費	5~8	579,486	県住宅供給公社 県営住宅管理代行業務(R4年度~R8年度) 県営住宅共同利用システム使用料(R4年度~R8年度)	県内全域
社会資本整備総合交付金事業費	5	826,672	県営住宅((仮)江津市第二江津中央団地)建設(第2期)工事	江津市
住宅市街地総合整備事業費	5	202,000	県営住宅(松江市湫北台団地)歩道整備工事	松江市

令和4年度当初予算案 流域下水道事業会計

1. 予算案

(1) 業務の予定量

年間総処理水量 30,329,310 m³ (1日平均処理水量 83,094 m³)

(2) 予算額

① 収益的収入及び支出

[収 益] 4,522 百万円 [費 用] 4,482 百万円

② 資本的収入及び支出

[収 入] 2,727 百万円 [支 出] 3,003 百万円

2. 主な事業

(1) 流域下水道の運転管理

- ・ 終末処理場等維持管理業務 (包括民間委託) 1,190 百万円
- ・ 機器・管渠等の点検、修繕 302 百万円
- ・ 発生汚泥等の処理 290 百万円

(2) 建設改良費 2,261 百万円

- ・ 東部浄化センター特高受変電設備更新工事
- ・ 東部浄化センター汚泥処理設備改築工事
- ・ 西部浄化センター汚泥処理ホッパ改築工事

3. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科 目 等		R 3 当初 (A)	R 4 当初 (B)	増 減 (C=A+B)	概 要 等 (単位：百万円)	
収益的 収支	流域下水道 事業収益	営業収益	1,938,863	2,054,279	115,416	維持管理費負担金
		営業外収益	2,603,490	2,467,403	▲ 136,087	長期前受金戻入益 2,216 一般会計からの補助金 136 消化ガス売却、土地貸付料 ほか
		特別利益	116,072	0	▲ 116,072	
		収益計(a)	4,658,425	4,521,682	▲ 136,743	
	流域下水道 事業費用	営業費用	4,528,019	4,354,754	▲ 173,265	減価償却費 2,308 終末処理場等維持管理業務、機器等 の点検、修繕、汚泥等の処理 ほか
		営業外費用	110,252	125,196	14,944	企業債償還利息 68 消費税等 57
		予備費	2,000	2,000	0	
		費用計(b)	4,640,271	4,481,950	▲ 158,321	
収 支(a-b) (当期損益)		18,154 (4,966)	39,732 (71,020)	21,578 (66,054)	() は税抜き	

(単位：千円、税込み)

科目等		R 3 当初 (a)	R 4 当初 (b)	増 減 (b-a)	概 要 等	
資本的収支	資本的収入	企業債	834,130	914,152	80,022	
		国庫補助金	724,562	654,820	▲ 69,742	防災・安全交付金
		他会計補助金	325,596	412,561	86,965	一般会計からの補助金
		建設費負担金	803,121	745,780	▲ 57,341	
		固定資産売却代金	2,000	0	▲ 2,000	
		収入計 (c)	2,689,409	2,727,313	37,904	
	資本的支出	建設改良費	2,438,855	2,260,709	▲ 178,146	交付金事業 1,021 県単事業 1,221 資産購入 20
		企業債償還金	519,986	674,526	154,540	
		預り金返還金	62,500	62,676	176	過年度維持管理費負担金の精算
		予備費	5,000	5,000	0	
		支出計 (d)	3,026,341	3,002,911	▲ 23,430	
	補 填 (e)		336,932	275,598	▲ 61,334	損益勘定留保資金 ほか
	収 支 (c-d+e)		0	0	0	

4. 債務負担行為

債務負担行為の設定額 1,809 百万円

(内 訳)

事 項	期間 (年度)	限度額 (千円)	備 考
汚泥処分業務	R4～R6	662,000	東部、西部
東部浄化センター水処理更新工事	R5	346,000	
東部浄化センター返流水槽攪拌機更新工事	R5	171,000	
東部浄化センター最終沈殿池3-1系汚泥掻寄機更新工事	R5	60,000	
西部浄化センター水処理棟・用水棟電気設備改築工事	R5	480,000	
西部浄化センター用水棟消毒設備改築工事	R5	90,000	

令和3年度土木部2月補正予算案の概要（初日提案分）

1. 補正の考え方

- (1) 国の補正予算に呼応し、防災・減災、国土強靱化対策等を実施するために必要な補正
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正

2. 補正額（一般会計） 6, 882百万円増

（流域下水道事業会計を除く）

3. 主な補正内容

- (1) 公共事業の補正額 7, 032百万円増（流域下水道事業会計を含む）

【補正項目】

- ① 補助公共事業費 3,444百万円増
道路の法面对策、橋梁耐震補強、防波堤の整備、砂防ダムの整備、急傾斜・地すべり対策、県立都市公園の改修、下水処理設備の更新など
- ② 維持修繕費 429百万円増
道路の法面修繕など
- ③ 直轄事業負担金 2,594百万円増
道路（山陰道等）、河川（斐伊川、江の川、高津川）、港湾（浜田港）の国直轄事業に対する負担金
- ④ 災害復旧事業費 565百万円増
令和3年7月から8月にかけての豪雨災害で被災した国道9号等の国直轄災害復旧事業に対する負担金

- (2) 非公共事業の補正額 175百万円増（流域下水道事業会計を除く）

【補正項目】

- ① 地籍調査事業 161百万円増
地籍調査事業を実施する市町村に対する補助金
- ② 県立都市公園の管理運営費 14百万円増
新型コロナウイルス感染症対策に必要な環境整備

令和3年度2月補正予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)

単位:百万円

事業区分	予算区分	補正前の額		補正額		補正後		
		【11月補正後】 A	うち国土 強靱化	【初日(国補正)】 B	うち国土 強靱化	【初日後】 C(A+B)	うち国土 強靱化	
公共 (改良系)	補助公共	道 路	20,057	2,139	2,820	1,835	22,877	3,974
		河 川・ダ ム	7,785	4,042			7,785	4,042
		砂 防	3,319	1,451			3,319	1,451
		港 湾・空 港	2,537	247	235	214	2,772	461
		街 路・公 園	1,698		63	31	1,761	31
		下 水 道	1,419		326	326	1,745	326
		住 宅	760				760	
		文 化 財 調 査	12				12	
		災 害 関 連	2,325				2,325	
		補助公共計	39,912	7,879	3,444	2,406	43,356	10,285
	県単公共	道 路	607				607	
		河 川・ダ ム	1,651				1,651	
		砂 防	773				773	
		港 湾・空 港	1,184				1,184	
		街 路・公 園	192				192	
		下 水 道	797				797	
		住 宅	411				411	
		地 域 整 備 促 進 等	430				430	
		災 害 関 連	2,907				2,907	
		県単公共計	8,952	0	0	0	8,952	0
公共計	48,864	7,879	3,444	2,406	52,308	10,285		
維持修繕費	持補 修繕 繕維	道 路	3,462	632	429	429	3,891	1,061
		補助維持修繕計	3,462	632	429	429	3,891	1,061
	県単 維持 修繕	道 路	5,647				5,647	
		河 川・ダ ム	2,259				2,259	
		砂 防	485				485	
		港 湾・空 港	98				98	
		地 域 整 備 促 進	1,018				1,018	
		県単維持修繕計	9,507	0	0	0	9,507	0
		維持修繕費計	12,969	632	429	429	13,398	1,061
		公共+維持修繕費	61,833	8,511	3,873	2,835	65,706	11,346
直 轄 負 担 金	7,218		2,594	2,207	9,812	2,207		
災 害 復 旧 費	23,460		565		24,025			
受 託 事 業 費	401				401			
総 合 計	92,912	8,511	7,032	5,042	99,944	13,553		

- 注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助公共に計上。
 2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
 3) 港湾・住宅には特別会計計上分を含む。
 4) 下水道には流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
 5) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和3年度2月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 【11月補正後】 (A)	補正額 【初日(国補正等)】 (B)	補正後 【初日後】 (C=A+B)
土木総務課	2,674,650	-	2,674,650
技術管理課	454,926	-	454,926
用地対策課	3,995,750	160,722	4,156,472
道路維持課	15,423,525	913,555	16,337,080
道路建設課	16,667,901	2,335,748	19,003,649
高速道路推進課	5,863,619	1,353,450	7,217,069
河川課	16,266,538	1,040,881	17,307,419
斐伊川神戸川対策課	616,228	-	616,228
港湾空港課	6,327,069	435,200	6,762,269
砂防課 ※	30,780,143	565,401	31,345,544
都市計画課	2,602,796	76,555	2,679,351
下水道推進課	717,439	-	717,439
建築住宅課	1,094,339	-	1,094,339
一般会計合計	103,484,923	6,881,512	110,366,435

補正額の財源内訳

※砂防課予算額:災害復旧費を含む

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
2,255,396	-	5,250	5,853,500	-	▲ 1,232,634	6,881,512

2. 特別会計

課名	補正前の額 【11月補正後】 (A)	補正額 【初日(国補正等)】 (B)	補正後 【初日後】 (C=A+B)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	852,285	-	852,285
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,304,207	-	3,304,207
特別会計合計	4,156,492	0	4,156,492

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
-	-	-	-	-	-	-

令和3年度2月補正予算案(初日提案分) 流域下水道事業会計

1. 補正額

資本的収入及び支出

〔収入〕 321百万円増 〔支出〕 326百万円増

国の補正予算に呼応し、国土強靱化のための防災・減災対策を実施するため

2. 主な事業

- ・ 東部浄化センター特高受変電設備更新工事
- ・ 西部浄化センター非常用発電機更新工事

3. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 【R3.2補(初日)後】 (C=A+B)	概要等	
収益的収支	流域下水道事業収益	営業収益	1,938,863	0	1,938,863	
		営業外収益	2,603,519	0	2,603,519	
		特別利益	116,072	0	116,072	
		収益計(a)	4,658,454	0	4,658,454	
	流域下水道事業費用	営業費用	4,525,923	0	4,525,923	
		営業外費用	170,223	0	170,223	
		予備費	2,000	0	2,000	
		費用計(b)	4,698,146	0	4,698,146	
収支(a-b) (当期損益)		▲ 39,692 (7,071)	0	▲ 39,692 (7,071)	() は税抜き	

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 【R3.2補(初日)後】 (C=A+B)	概要等	
資本的収支	資本的収入	企業債	736,830	44,300	781,130	
		国庫補助金	717,913	228,000	945,913	防災・安全交付金
		他会計補助金	326,156	0	326,156	
		建設費負担金	696,057	48,900	744,957	
		固定資産売却代金	2,000	0	2,000	
		収入計(c)	2,478,956	321,200	2,800,156	
	資本的支出	建設改良費	2,217,922	325,800	2,543,722	交付金事業
		企業債償還金	519,986	0	519,986	
		預り金返還金	62,500	0	62,500	
		予備費	5,000	0	5,000	
		支出計(d)	2,805,408	325,800	3,131,208	
	補填(e)		326,452	4,600	331,052	損益勘定留保資金 ほか
	収支(c-d+e)		0	0	0	

令和3年度土木部2月補正予算案の概要（中日提案分）

1. 補正の考え方

令和3年度予算について事業を実施した結果、事業実績見込み等に伴う補正を行う。

2. 補正額（一般会計＋特別会計） 11,444百万円減

（流域下水道事業会計を除く）

3. 補正内容

（1）公共事業の補正額 8,247百万円減（流域下水道事業会計を含む）

【補正項目】

① 補助公共事業	334百万円減
② 県単公共事業	774百万円減
③ 維持修繕費	122百万円増
	（うち道路除雪費 254百万円増）
④ 直轄事業負担金	568百万円減
⑤ 災害復旧費	6,538百万円減
⑥ 受託事業費	155百万円減

（2）非公共事業の補正額 3,255百万円減（流域下水道事業会計を除く）

【主な補正項目】

（一般会計）

① 県単用地先行取得事務費	2,600百万円減
② 地籍調査事業費	227百万円減
③ 大橋川改修事業促進事業費	38百万円減
④ しまね定住推進住宅整備支援事業費	16百万円減

（県営住宅特別会計）

① 県営住宅施設改善事業費	155百万円減
---------------	---------

令和3年度2月補正予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)

単位:百万円

事業区分	予算区分	補正前の額 【11月補正後】 A	補正額		補正後 E(A+D)		
			初日(国補正) B	中日(通常) C			
公共(改良系)	道 路	20,057	2,820	63	2,883	22,940	
	河川・ダム	7,785			0	7,785	
	砂 防	3,319		▲ 3	▲ 3	3,316	
	港湾・空港	2,537	235	▲ 56	179	2,716	
	街路・公園	1,698	63	▲ 1	62	1,760	
	下 水 道	1,419	326	15	341	1,760	
	住 宅	760		▲ 348	▲ 348	412	
	文化財調査	12		▲ 5	▲ 5	7	
	災害関連	2,325		1	1	2,326	
	補助公共計	39,912	3,444	▲ 334	3,110	43,022	
	うち国土強靱化	7,879	2,406		2,406	10,285	
	道 路	607		▲ 28	▲ 28	579	
	河川・ダム	1,651		▲ 10	▲ 10	1,641	
	砂 防	773		3	3	776	
	港湾・空港	1,184		▲ 8	▲ 8	1,176	
	街路・公園	192		▲ 1	▲ 1	191	
	下 水 道	797		▲ 120	▲ 120	677	
	住 宅	411		▲ 53	▲ 53	358	
	地域整備促進等	430		50	50	480	
	災害関連	2,907		▲ 607	▲ 607	2,300	
県単公共計	8,952	0	▲ 774	▲ 774	8,178		
公共計	48,864	3,444	▲ 1,108	2,336	51,200		
維持修繕費	持補	道 路	3,462	429	▲ 64	365	3,827
	修繕	補助維持修繕計	3,462	429	▲ 64	365	3,827
	繕	うち国土強靱化	632	429	0	429	1,061
	県単維持修繕	道 路	5,647		257	257	5,904
		河川・ダム	2,259		23	23	2,282
		砂 防	485		▲ 36	▲ 36	449
		港湾・空港	98		6	6	104
		地域整備促進	1,018		▲ 64	▲ 64	954
	県単維持修繕計	9,507	0	186	186	9,693	
	維持修繕費計	12,969	429	122	551	13,520	
公共+維持修繕費	61,833	3,873	▲ 986	2,887	64,720		
直轄負担金	7,218	2,594	▲ 568	2,026	9,244		
うち国土強靱化		2,207		2,207	2,207		
災害復旧費	23,460	565	▲ 6,538	▲ 5,973	17,487		
受託事業費	401		▲ 155	▲ 155	246		
総合計	92,912	7,032	▲ 8,247	▲ 1,215	91,697		
うち国土強靱化	8,511	5,042	0	5,042	13,553		

- 注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助公共に計上。
 2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
 3) 港湾・住宅には特別会計計上分を含む。
 4) 下水道には流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
 5) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和3年度2月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 【11月補正後】 (A)	補正額		補正額 (D=B+C)	補正後 【2月補正後】 (E=A+D)
		初日(国補正等) (B)	中日(通常) (C)		
土木総務課	2,674,650	0	▲ 34,549	▲ 34,549	2,640,101
技術管理課	454,926	0	▲ 23,732	▲ 23,732	431,194
用地対策課	3,995,750	160,722	▲ 2,832,980	▲ 2,672,258	1,323,492
道路維持課	15,423,525	913,555	242,287	1,155,842	16,579,367
道路建設課	16,667,901	2,335,748	▲ 24,915	2,310,833	18,978,734
高速道路推進課	5,863,619	1,353,450	▲ 202,000	1,151,450	7,015,069
河川課	16,266,538	1,040,881	▲ 275,116	765,765	17,032,303
斐伊川神戸川対策課	616,228	0	▲ 72,756	▲ 72,756	543,472
港湾空港課	6,327,069	435,200	▲ 909,398	▲ 474,198	5,852,871
砂防課 ※	30,780,143	565,401	▲ 6,593,097	▲ 6,027,696	24,752,447
都市計画課	2,602,796	76,555	▲ 89,372	▲ 12,817	2,589,979
下水道推進課	717,439	0	▲ 11,161	▲ 11,161	706,278
建築住宅課	1,094,339	0	▲ 72,903	▲ 72,903	1,021,436
一般会計合計	103,484,923	6,881,512	▲ 10,899,692	▲ 4,018,180	99,466,743

補正額の財源内訳 ※砂防課予算額：災害復旧費を含む

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
▲ 4,086,961	▲ 246,982	▲ 81,479	▲ 4,649,700	▲ 2,791,440	956,870	▲ 10,899,692

2. 特別会計

課名	補正前の額 【11月補正後】 (A)	補正額		補正額 (D=B+C)	補正後 【2月補正後】 (E=A+D)
		初日(国補正等) (B)	中日(通常) (C)		
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	852,285	0	4,630	4,630	856,915
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,304,207	0	▲ 549,088	▲ 549,088	2,755,119
特別会計合計	4,156,492	0	▲ 544,458	▲ 544,458	3,612,034

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
▲ 328	▲ 52,447	253	▲ 465,800	▲ 11,051	▲ 15,085	▲ 544,458

繰越明許費の状況

【一般会計】

(単位：千円)

事業名	予算額	繰越限度額			計	繰越率	繰越額の理由別内訳														
		11月補正	2月補正 (初日/国補正)	2月補正 (中日/通常)			補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更										
補助公共	道路	22,940,000	261	13,562,523	109	2,819,621	37	1,047,000	407	17,429,144	76.0%	154	4,958,344	24	1,539,300	23	604,600	206	10,326,900		
	河川・ダム	7,785,367	86	6,260,151			8	269,764	94	6,529,915	83.9%	68	4,041,941	4	544,800	2	29,647	1	38,763	19	1,874,764
	砂防	3,316,026	127	2,583,923			15	249,357	142	2,833,280	85.4%	53	1,451,550	22	314,100					67	1,067,630
	港湾・空港	2,492,776	17	1,195,780	3	235,200	6	235,434	26	1,666,414	66.8%	5	481,900			1	111,300			20	1,073,214
	街路・公園	1,760,615	7	891,300	4	63,000	2	102,100	13	1,056,400	60.0%	4	63,000	1	90,100	1	12,000			7	891,300
	下水道	3,000																			
	住宅	6,000																			
	文化財調査	6,867																			
	災害関連	2,325,640	6	1,344,800			4	406,010	10	1,750,810	75.3%	2	707,700					1	22,090	7	1,021,020
補助公共計	40,636,291	504	25,838,477	116	3,117,821	72	2,309,665	692	31,265,963	76.9%	286	11,704,435	51	2,488,300	27	757,547	2	60,853	326	16,254,828	
県単公共	道路	578,880	16	495,800			9	31,597	25	527,397	91.1%			1	7,000	1	12,400	1	5,100	22	502,897
	河川・ダム	1,641,025	24	890,910			14	388,757	38	1,279,667	78.0%			2	83,200					36	1,196,467
	砂防	775,844	12	455,670			8	15,765	20	471,435	60.8%									20	471,435
	港湾・空港	1,104,899	4	99,245			9	359,873	13	459,118	41.6%					1	7,173	1	27,245	11	424,700
	街路・公園	191,086	6	91,200			4	15,500	10	106,700	55.8%									10	106,700
	住宅	23,960																			
	地域整備促進等	480,132	1	4,600			55	266,663	56	271,263	56.5%			6	13,199			6	11,050	44	247,014
	災害関連	2,300,438	45	2,252,700			58	▲133,228	103	2,119,472	92.1%			12	154,212			6	339,100	85	1,626,160
県単公共計	7,096,264	108	4,290,125			157	944,927	265	5,235,052	73.8%			21	257,611	2	19,573	14	382,495	228	4,575,373	
維持修繕	道路	9,731,411	167	2,205,430	106	429,682	91	1,132,600	364	3,767,712	38.7%	160	1,061,212			66	851,300	2	11,100	136	1,844,100
	河川	2,281,859	64	1,398,588			33	355,931	97	1,754,519	76.9%			1	9,000	8	245,551	2	30,500	86	1,469,468
	砂防	448,500	39	280,964			15	62,346	54	343,310	76.5%									54	343,310
	港湾・空港	104,001					1	13,000	1	13,000	12.5%									1	13,000
	地域整備促進	953,270	9	80,060			45	323,905	54	403,965	42.4%			1	13,000	2	26,366	14	51,465	37	313,134
	維持修繕計	13,519,041	279	3,965,042	106	429,682	185	1,887,782	570	6,282,506	46.5%	160	1,061,212	2	22,000	76	1,123,217	18	93,065	314	3,983,012
直轄事業負担金	9,244,259																				
災害復旧	17,487,623	1,112	12,756,431			▲159	1,438,458	953	14,194,889	81.2%									953	14,194,889	
受託	道路	41,957					1	10,400	1	10,400	24.8%									1	10,400
	河川	194,055	3	46,360			4	82,425	7	128,785	66.4%			2	19,425					5	109,360
	街路	10,216	1	900					1	900	8.8%									1	900
	受託事業計	246,228	4	47,260			5	92,825	9	140,085	56.9%			2	19,425					7	120,660
その他	11,237,037	1	5,500	8	174,277	10	101,234	19	281,011	2.5%	7	160,722			3	20,555	1	850	8	98,884	
合計	99,466,743	2,008	46,902,835	230	3,721,780	270	6,774,891	2,508	57,399,506	57.7%	453	12,926,369	76	2,787,336	108	1,920,892	35	537,263	1,836	39,227,646	

【特別会計】

事業名	予算額	繰越限度額			計	繰越率	繰越額の理由別内訳													
		11月補正	2月補正 (初日/国補正)	2月補正 (中日/通常)			補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更									
臨港地域整備特別会計	856,915	2	33,836	3	154,664	5	188,500	22.0%											5	188,500
県営住宅特別会計	2,755,119			3	45,186	3	45,186	1.6%					1	5,186	2	40,000				

令和3年度2月補正予算案(中日提案分) 流域下水道事業会計

1. 補正額

(1) 収益的収入及び支出

〔収益〕 185百万円増 〔費用〕 76百万円増

(2) 資本的収入及び支出

〔収入〕 110百万円減 〔支出〕 104百万円減

2. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科目等		補正前の額 【R3.9補後】 (A)	補正額 (D=B+C)		補正後額 【R3.2補後】 (E=A+D)	概要等	
			初日<国補正> (B)	中日<通常> (C)			
収益的 収支	流域下水道 事業収益						
	営業収益	1,938,863	0	▲ 9,402	▲ 9,402	1,929,461	維持管理費負担金 ▲9百万円
	営業外収益	2,603,519	0	191,244	191,244	2,794,763	長期前受金戻入益 166百万円 ほか
	特別利益	116,072	0	2,690	2,690	118,762	
	収益計(a)	4,658,454	0	184,532	184,532	4,842,986	
	流域下水道 事業費用						
	営業費用	4,525,923	0	77,948	77,948	4,603,871	減価償却費 113百万円 資産減耗費 ▲21百万円 ほか
	営業外費用	170,223	0	▲ 1,560	▲ 1,560	168,663	企業債償還利息 ▲2百万円
予備費	2,000	0	0	0	2,000		
費用計(b)	4,698,146	0	76,388	76,388	4,774,534		
収 支(a-b) (当期損益)	▲ 39,692 (7,071)	0	108,144	108,144	68,452 (152,671)	() は税抜き	

科目等		補正前の額 【R3.9補後】 (A)	補正額 (D=B+C)		補正後額 【R3.2補後】 (E=A+D)	概要等	
			初日<国補正> (B)	中日<通常> (C)			
資本的 収支	資本的収入						
	企業債	736,830	44,300	▲ 56,600	▲ 12,300	724,530	
	国庫補助金	717,913	228,000	2,824	230,824	948,737	防災・安全交付金
	他会計補助金	326,156	0	0	0	326,156	
	建設費負担金	696,057	48,900	▲ 53,903	▲ 5,003	691,054	
	固定資産売却代金	2,000	0	▲ 2,000	▲ 2,000	0	
	収入計(c)	2,478,956	321,200	▲ 109,679	211,521	2,690,477	
	資本的支出						
	建設改良費	2,217,922	325,800	▲ 103,699	222,101	2,440,023	交付金事業 21百万円 県単事業 ▲120百万円 ほか
	企業債償還金	519,986	0	0	0	519,986	
	預り金返還金	62,500	0	0	0	62,500	
	予備費	5,000	0	0	0	5,000	
支出計(d)	2,805,408	325,800	▲ 103,699	222,101	3,027,509		
補 填(e)	326,452	4,600	5,980	10,580	337,032	損益勘定留保資金 ほか	
収 支(c-d+e)	0	0	0	0	0		

令和4年度土木部の主な組織改正について

1. 災害復旧に対応するための組織強化

(1) 改正内容

雲南県土整備事務所に災害工務第一課、災害工務第二課を新設、災害用地課を拡充

(2) 理由

令和3年7月に発生した災害によって生じた被害の復旧に対応するための組織強化

(3) 組織概要

令和3年11月	令和4年4月
<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務部 <ul style="list-style-type: none"> 総務課 契約業務課 — 契約業務係 用地課 災害用地課 土木工務部 <ul style="list-style-type: none"> 土木工務第一課 — 土木工務第一係 土木工務第二課 — 土木工務第二係 土木工務第三課 — 土木工務第三係 災害工務課 — 災害工務係 	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務部 <ul style="list-style-type: none"> 総務課 — 総務係 契約業務課 — 契約業務係 用地課 — 用地係 災害用地課 <ul style="list-style-type: none"> 災害用地第一係 災害用地第二係 土木工務部 <ul style="list-style-type: none"> 土木工務第一課 — 土木工務第一係 土木工務第二課 — 土木工務第二係 土木工務第三課 災害工務第一課 — 災害工務第一係 災害工務第二課 — 災害工務第二係

2. 松江北道路建設事業に係る体制強化

(1) 改正内容

松江県土整備事務所に松江北道路建設スタッフを新設

(2) 理由

令和3年度より着手した松江北道路建設事業について、事業を着実に進めるため体制を強化

(余白)

島根県住生活基本計画（案）等について

1 島根県住生活基本計画の見直し策定

住生活基本法に基づき、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として定める島根県住生活基本計画（計画期間：平成28年度～令和7年度）について、全国計画の見直し（令和3年3月）及び社会経済情勢の変化に対応させるため見直しするもの。

新たな計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間

(1) 意見募集（パブリックコメント）の実施結果

- ① 実施期間：令和4年1月17日(月)から令和4年2月16日(水)まで
- ② 意見：なし

(2) 今後の予定

令和3年度内に計画を決定

2 島根県賃貸住宅供給促進計画の策定

地域の実情に応じたきめ細やかな居住支援を推進するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、新たに策定するもの。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間

(1) 意見募集（パブリックコメント）の実施結果

- ① 実施期間：令和4年1月17日(月)から令和4年2月16日(水)まで
- ② 意見：なし

(2) 今後の予定

令和3年度内に計画を決定

3 島根県住宅政策懇話会における検討

両計画案の作成にあたり、県内の有識者で構成する島根県住宅政策懇話会において、住生活に関する基本的課題の整理や対応施策の方針等について検討を行った。

（第1回会議：8/20、第2回会議：11/9、第3回会議：12/13）

第4次島根県住生活基本計画（案）（第6次島根県住宅マスタープラン）【概要】

第1章 背景と役割（P1～）

位置づけと役割

- 県民の住生活の安定及び向上の促進に関する基本的な計画です。
- 島根創生計画の目標実現に向けた住宅施策の基本指針となるものです。
- 市町村が行う住宅施策の基本的指針となるものです。
- 県民に今後推進すべき県の住宅施策のあり方を示し、施策推進への参画を促すものです。

計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）

※社会経済情勢の変化等を踏まえ、概ね5年が経過した時点で見直しを行います。

第2章 住生活に関する施策の基本的考え方（P5～）

住宅施策に係る課題

- | | |
|--|---|
| ○ 良質な住宅ストックの形成と性能の向上
⇒ 社会情勢の変化、多様化する県民ニーズへの対応 | ○ 脱炭素社会に向けた住宅循環システムへの対応
⇒ 2050年カーボンニュートラルへの対応、環境対策への意識啓発 |
| ○ 多様な暮らし方に対応する住まいづくり
⇒ 少子・高齢化、持続可能な地域づくり、新たな日常への対応 | ○ 頻発・激化する自然災害に対する住まいへの備え
⇒ 地震、土砂災害、水害等自然災害へのハード・ソフト面での備え |
| ○ 住宅セーフティネットの充実
⇒ 様々な住宅確保要配慮者への対応、重層かつ柔軟な支援体制の確保 | ○ 社会変化に対応した住生活産業の発展
⇒ 災害・環境対策など社会情勢に応じた持続可能な住宅市場づくり |
| ○ 空き家の適切な管理と老朽危険空き家の除却
⇒ 増加する空き家への対応、除却を含めた総合的な対策の必要性 | ○ 地域特性への配慮
⇒ 景観の維持、県産材の活用など、地域の実情に応じた施策展開 |

第3章 住生活に関する目標と施策（P11～）

目標1 住み続けられる豊かな住まい・住環境

生活の基盤となる住宅の質を高めるとともに、地域や福祉サービスと連携した住環境を整え、子どもから高齢者まで、多様な世代が安心して住み続けられる住まい・住環境を目指します。

【基本施策】

【具体的施策】

基本施策	具体的施策
1 良質な住宅ストックの形成	1-1 住宅のバリアフリー化・省エネルギー化等の性能の向上 1-2 適切な住宅リフォームの推進 1-3 長期に住み続けられる優良な住宅の供給と流通の推進
2 豊かで災害に強い住まい・住環境づくり	2-1 住宅や建築物の耐震化の促進 2-2 自然災害に対する住宅・住宅地の安全確保 2-3 被災時の住まいの確保と支援体制の整備 2-4 安全で豊かなまちなみの形成・景観保全
3 多世代が支え合う住みやすい住環境づくり	3-1 子育てしやすい居住環境の整備（同居・近居の推進） 3-2 高齢者等が住み続けられる快適な住宅の整備・供給 3-3 小さな拠点や地域包括ケアシステムと連携した住環境づくり

成果指標	基準	目標
・ 耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率	25.4 %	H30 10 %
・ 高齢者の居住する住宅の高度のバリアフリー化率	12.2 %	H30 20 %
・ 新築住宅における長期優良住宅の割合	7.0 %	R2 15 %
・ 島根県被災住宅応急復旧相談員の登録者数	370人	R3 800人
・ 子育て世帯に配慮又は優遇した住宅整備支援制度を設けた市町村数	7市町村	R3 全市町村

目標 2 多様な暮らしに対応できる住環境やセーフティネット

「新たな日常」においても、県民、そして、これから県民となる方、誰もが住みたい場所に安心して住むことができ、自分らしい暮らしを実現することができ、“島根に暮らしてよかった”と思えるような社会づくりを目指します。

【基本施策】		【具体的施策】	
4	移住・定住の推進と多様な暮らし方への対応	4-1 移住・定住者向け住宅の整備・供給	
		4-2 多様な暮らし方（職住一体や二地域居住等）への対応の推進	
		4-3 移住・定住者等への住まいに関する支援体制の強化	
5	重層かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築	5-1 柔軟に対応できる住宅セーフティネット機能の充実（相談体制の整備）	
		5-2 公営住宅の安定供給と性能の向上	
		5-3 空き家等を活用したセーフティネット住宅の推進	

成果指標		基準		目標
・しまね定住推進住宅整備支援事業（改修）による整備戸数		36戸	R2	200戸
・空き家バンク新規登録数		—	R3	4,000戸
・公営住宅の高度のバリアフリー化率		23.1%	R2	30%
・セーフティネット登録住宅を有する市町村数		9市町村	R3	全市町村
・市町村又は地域ごとの居住支援協議会を設立した市町村数		0市町村	R3	全市町村

目標 3 地域資源を活かした持続可能な住宅市場

県民の住生活において、豊かな自然や美しい景観、魅力ある地域資源を最大限に活かすために、住生活産業の発展を推進するとともに、住生活に携わる様々な方々と連携して、持続可能な島根づくりを目指します。

【基本施策】		【具体的施策】	
6	空き家の適切な管理・除却・利活用	6-1 空き家の適切な管理と老朽危険空き家の除却の推進	
		6-2 空き家の利活用による空き家発生の抑制	
		6-3 空き家の流通促進	
7	脱炭素社会に向けた住宅循環システムの推進	7-1 住まいの環境対策に関する県民への意識啓発	
		7-2 環境とエネルギーに配慮した住宅建材や設備の普及	
		7-3 既存住宅の流通の活性化	
8	持続可能な住生活産業の発展	8-1 県産木材や石州瓦等の県産材料の活用推進	
		8-2 中小住宅生産者等に対する支援	
		8-3 技術者の育成・担い手確保と新技術の活用	
		8-4 社会情勢の変化への対応と住生活産業との連携	

成果指標		基準		目標
・空き家バンク新規登録数〔再掲〕		—	R3	4,000戸
・居住目的のない空き家数		33,200戸	H30	40,000戸程度におさえる
・新築住宅における木造住宅率		76.9%	R2	85%
・一部でも窓が二重サッシまたは複層ガラスとなっている住宅ストックの比率		28.4%	H30	45%
・既存住宅の流通シェア		23.7%	H30	30%

第4章 公営住宅の供給の目標量（P27～）

	10年間（R3～R12）	うち前半5年（R3～R7）
公的賃貸住宅の供給目標量	約7,500戸	約5,000戸

第5章 計画の推進に向けて（P29～）

計画の推進に向けた連携体制

本計画に掲げる施策は、県及び市町村において、県民の豊かな住生活の実現に向けて果たすべき役割のもと、島根県地域住宅協議会、島根県建築住宅施策推進協議会、島根県居住支援協議会、建築士や住宅関連団体など、住生活に関わる全ての主体と連携して推進します。

島根県賃貸住宅供給促進計画(案)【概要】

1. 施策の背景、目的

- 平成 29 年 4 月、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（通称：住宅セーフティネット法。以下「法」という。）が改正され、これに基づき、民間の空き家・空き室等の活用を柱とした新たな住宅セーフティネット制度が開始
- 多様化する住宅確保要配慮者の状況を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細やかな住宅セーフティネットの構築を推進する。

2. 計画の位置づけ

- 住宅セーフティネット法第5条第1項の規定による都道府県計画
- 「島根県住生活基本計画」で掲げる目標の実現に向けた施策の具体的な取り組みを示すもの

3. 計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）

※社会経済情勢の変化等に対応するため、島根県住生活基本計画の見直しにあわせて（5年後）見直しを行う。

4. 本計画における住宅確保要配慮者の範囲

法第2条第1項の規定による者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者
法施行規則第3条の規定による者	外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者（配偶者暴力防止等法の規定に基づく者）、北朝鮮拉致被害者、犯罪被害者、更生保護対象者、生活困窮者、大規模災害の被災者
法施行規則第3条第11号の規定により本計画において定める者	妊娠している者、LGBTQ、児童養護施設退所者、DV被害者（上記以外）Uターン・Iターン等の県内への転入者、学生、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、海外からの引揚者、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

5. 賃貸住宅の供給の目標

(1) 公的賃貸住宅

島根県住生活基本計画で定める公的賃貸住宅の供給の目標量に基づき、公平かつ的確に供給する。

10年間（R3～R12）	うち前半5年（R3～R7）
約 7,500 戸	約 5,000 戸

(2) セーフティネット住宅※

住宅確保要配慮者の多様なニーズに対応できるよう、空き家の所有者、賃貸住宅事業者等に対して、空き家・空き室等を活用したセーフティネット住宅の普及に向けた意識啓発を行い、登録住宅数の拡大を図る。

※ 法第8条の規定に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、都道府県知事の登録を受けた民間賃貸住宅

6. 目標達成のために必要な事項

- (1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進：建替え等整備の推進、適切な維持管理の実施 等
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進：セーフティネット住宅の登録推進 等
- (3) 住宅確保要配慮者への居住支援：相談体制の整備、居住支援法人の指定数の拡大 等
- (4) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化：個人情報保護や維持管理への指導助言 等
- (5) 計画の推進に向けた体制：島根県居住支援協議会を中心とした施策の展開